章 農業共済団体の組織 総則(第一条—第十九条)

第二節 第三節 第 第四節 一節 解散及び清算(第六十五条—第九十 管理(第三十七条—第六十四条) 設立 (第二十六条—第三十六条) 組合員(第二十条—第二十五条)

第五節 特定合併及び事業譲渡 第九十六条) (第九十一条

第一節 農業共済事業等 農業共済事業

第二款 第一款 農作物共済(第百三十五条—第百 通則(第九十七条—第百三十四

第三款 第四款 果樹共済(第百四十七条—第百五 家畜共済(第百四十条—第百四十 三十九条

第五款 畑作物共済(第百五十二条—第百 五十六条) 十一条)

第七款 第六款 任意共済(第百六十二条・第百六 園芸施設共済 百六十一条) (第百五十七条—第

第二節 農業共済責任保険事業 条—第百七十四条) (第百六十四

第四章 農業経営収入保険事業(第百七十五条 第百九十条)

第 節農業共済責任保険事業に係る再保険 政府の再保険事業等

事業 (第百九十一条—第百九十九

第一 一節 農業共済事業に係る保険事業 百条—第二百三条) (第

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険 事業(第二百四条—第二百七条)

七 保険関係業務(第二百十四条―第二百章独立行政法人農林漁業信用基金の農業 監督(第二百八条—第二百十三条)

第八章 補則(第二百二十一条—第二百二十六

> 第九 章 罰則 条) (第二百二十七条—第二百三十一

附

第一章 総則

第一条 業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和す 受けることのある損失を補塡する共済の事業並 もつて農業の健全な発展に資することを目的と る保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、 他の事情によつて農業者が受けることのある農 びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その め、災害その他の不慮の事故によつて農業者が (目的) この法律は、農業経営の安定を図るた

(農業保険)

第二条 農業保険は、農業共済組合若しくは農業 は保険事業とする。 済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業 共済組合連合会又は市町村(特別区のある地に 経営収入保険事業及び政府の行う再保険事業又 あつては、特別区。以下同じ。)の行う農業共

るよう、農業者の適切な選択に資する情報の提 供等に努めるものとする。 国は、農業者の農業保険への加入が促進され

(法人格)

第三条 農業共済組合及び農業共済組合連合会 る。 (以下「農業共済団体」という。) は、 法人とす

(名称)

第四条 農業共済組合又は農業共済組合連合会の 名称中には、農業共済組合又は農業共済組 合会という文字を用いなければならない。 合連

用いてはならない。 共済組合又は農業共済組合連合会という文字を (区域) 農業共済団体でない者は、その名称中に農業

第五条 農業共済組合の区域は、第七十三条第四 全国の区域による ときは、この区域によらないことができる。 府県の区域による。ただし、特別の事由がある 定する特定組合にあつては一又は二以上の都道 項に規定する特定組合以外の農業共済組合にあ つては一又は二以上の市町村の区域、同項に規 農業共済組合連合会の区域は、都道府県又は

第六条 農業共済団体の住所は、その主たる事務

所の所在地にあるものとする。

り入れる。

第七条 より、登記をしなければならない。 農業共済団体は、政令で定めるところに

ことができない。 後でなければ、これをもつて第三者に対抗する 前項の規定により登記すべき事項は、登記の

(事業年度)

第八条 農業共済団体の事業年度は、 ら翌年三月三十一日までとする。 (印紙税の非課税)

> 兀 月一日

令で定めるところにより当該組合等にこれを交

第九条 農業保険に関する書類には、 さない。 (農作物共済の共済掛金の負担) 印紙税を課

第十条 国庫は、農作物共済につき、水稲及び第 済組合連合会をいう。以下同じ。)の組合員又 項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の 金額に、当該組合員等に係る第百三十七条第一 べき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済 する者(以下「組合員等」という。)の支払う は第百七条第一項に規定する共済事業を行う市 国連合会(全国の区域をその区域とする農業共 組合の組合員、第二十条第四項の規定による全 項に規定する共済目的の種類ごとに、農業共済 作物に係るものにあつては、第百三十六条第一 九十八条第一項第一号の政令で指定する食糧農 一に相当する金額を負担する。 ·村との間に当該共済事業に係る共済関係の存

当該組合員等に係る第百三十七条第一項の基準 掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、 目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済あつては、第百三十六条第一項に規定する共済 る。 を同項の共済掛金標準率で除して得た数とすに掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率 欄に掲げる部分に区分し、それぞれ同表の下欄 三十七条第一項に規定する共済掛金区分ごと 乗じて得た金額に相当する金額を負担する。 共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合を に、同条第二項の共済掛金標準率を次の表の上 前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、第百 国庫は、農作物共済につき、麦に係るものに

区分 ○・○三を超える部分 〇・〇三以下の部分 第一項又は第二項の規定による負担金に相当 百分の五十五 百分の五十

> 第十一条 事業を行う市町村(以下「組合等」という。) 全国連合会又は第百七条第一項に規定する共 項から第三項までの規定により共済事業を行う 担金は、組合員等が農業共済組合、第百条第一 に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、政 (共済掛金に係る負担金の交付の方法) 前条第一項又は第二項の規定による負

きる。 全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別は当該都道府県連合会が支払うべき再保険料の ため、当該都道府県連合会にこれを交付し、又 支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てる がその属する都道府県連合会(全国連合会以外 に規定する特定組合及び全国連合会を除く。 会計の再保険料収入にこれを計上することがで の農業共済組合連合会をいう。以下同じ。)に 下この項において同じ。)に交付すべき交付金 は、組合等に交付するのに代えて、当該組合等 前項の規定により組合等(第七十三条第四 以

払うべき保険料の全部又は一部に充てて、食料 のに代えて、当該特定組合又は全国連合会が支 金は、当該特定組合又は全国連合会に交付する 安定供給特別会計の保険料収入にこれを計上す する特定組合又は全国連合会に交付すべき交付 ることができる。 第一項の規定により第七十三条第四項に規定

(家畜共済の共済掛金の負担

第十二条 国庫は、家畜共済につき、組合員等の を負担する。 金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合 にあつては、五分の二)に相当する金額(その 支払うべき共済掛金の二分の一(豚に係るもの にあつては、その農林水産大臣の定める金額)

(果樹共済の共済掛金の負担)

第十三条 国庫は、果樹共済につき、収穫共済に 合員等に係る第百四十九条第一項の基準共済掛 種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金 は同条第六項に規定する樹体共済の共済目的 済の共済目的の種類ごとに、樹体共済にあつて あつては第百四十八条第一項に規定する収穫共 金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金 うち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組 額を負担する。

(畑作物共済の共済掛金の負担)

より、一般会計から食料安定供給特別会計に繰 する金額は、毎会計年度予算で定めるところに 第十四条 三条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、 国庫は、畑作物共済につき、第百五十

得た金額の百分の五十五(蚕繭に係るものにあ第百五十四条第一項の基準共済掛金率を乗じて つては、二分の一)に相当する金額を負担す 合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る 組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組

(園芸施設共済の共済掛金の負担

第十五条 国庫は、園芸施設共済につき、 等の支払うべき共済掛金の二分の一に相当する める金額)を負担する。 超える場合にあつては、その農林水産大臣の定 金額(その金額が農林水産大臣の定める金額を 組合員

(農業経営収入保険の保険料の負担)

第十六条 国庫は、農業経営収入保険につき、 者に係る保険金額に、当該被保険者に係る第百保険者の支払うべき保険料のうち、当該被保険 の二分の一に相当する金額を負担する。 八十条第一項の基準保険料率を乗じて得た金額

第十七条 第十二条から前条までの規定による負 条第二項の規定を除く。)を準用する。 担金には、第十条第四項及び第十一条の規定 (前条の規定による負担金にあつては、 (特約補塡金に係る交付金の交付) 第十一

第十八条 国庫は、政令で定めるところにより、 の特約補塡金の交付に要する費用に充てるた 全国連合会に対し、第百八十二条第一項第二号 (事務費の負担) 交付金を交付する。

第十九条 国庫は、政令で定めるところにより 体及び第百七条第一項に規定する共済事業を行 毎会計年度予算の範囲内において、農業共済団

う市町村の事務費を負担する。 第二章 農業共済団体の組織

(組合員たる資格)

る者は、当該農業共済組合が行う次の各号に掲 で定める者を除く。)とする。 るもの(農林水産省令で定める基準に従い定款 者で、当該農業共済組合の区域内に住所を有す げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める 農業共済組合の組合員たる資格を有す

- 農作物共済 種類とされている農作物につき耕作の業務 農作物共済において共済目的
- 二 家畜共済 死亡廃用共済又は疾病傷害共済 つき養畜の業務を営む者 おいて共済目的の種類とされている家畜に

- 三 果樹共済 収穫共済又は樹体共済において 共済目的の種類とされている果樹につき栽培
- 培又は養蚕の業務を営む者 の種類とされている農作物又は蚕繭につき栽 畑作物共済 畑作物共済において共済目的
- 規定する特定園芸施設を所有し、又は管理す る者で農業を営むもの 園芸施設共済 第九十八条第一項第七号に
- は農機具等を所有する者で農業に従事する目的の種類とされている農産物、建物若しく 業務を営む者又は当該任意共済において共済 類とされている農作物の耕作若しくは栽培の 任意共済 任意共済において共済目的の種

規定を適用する。 格団体の業務とそれぞれみなして、この法律の 号又は第四号に規定する業務を当該農業共済資 共済資格団体の構成員が営む同項第一号、第三 済組合の区域内に住所を有する者と、当該農業 号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共 格団体」という。)で、その構成員の全てが一 約を定めているものに限る。以下「農業共済資 法、代表者その他の農林水産省令で定める事項 とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方 みが構成員となつている団体(法人を除くもの の農業共済組合の区域内に住所を有するものに について農林水産省令で定める基準に従つた規 ついては、当該農業共済資格団体を同項第一 前項第一号、第三号又は第四号に定める者の

とし、全国連合会にあつては第七十三条第四項 県連合会の区域の一部をその区域とする組合等 る者は、都道府県連合会にあつては当該都道府 に規定する特定組合及び都道府県連合会とす 農業共済組合連合会の組合員たる資格を有す

所を有するもの(農林水産省令で定める基準に 各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号 有する者のほか、当該全国連合会が行う第一項 従い定款で定める者を除く。)とする。 する者は、前項の規定により組合員たる資格を 済事業を行う全国連合会の組合員たる資格を有 に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住 第百条第一項から第三項までの規定により共

ことができる。

の議決権並びに役員及び総代の選挙権を与える

を準用する。この場合において、同項中「農業 たる資格を有する者については、第二項の規定 前項の規定により同項の全国連合会の組合員

施区域」と読み替えるものとする。

第二十一条 都道府県連合会が成立したときは 等についても、同様とする。 当該都道府県連合会の区域の一部をその区域と 共済事業を行うこととなつたときは、当該組合 及び当該都道府県連合会の区域の一部をその区 その区域とする農業共済組合が成立したとき、 連合会の組合員となる。都道府県連合会が成立 域とする市町村が第百二条第一項の規定により した後に、当該都道府県連合会の区域の一部を する組合等は、その時に、全て、当該都道府県

は、その時に、全て、当該全国連合会の組合員四項に規定する特定組合及び都道府県連合会 ときは、当該特定組合又は都道府県連合会につ となる。全国連合会が成立した後に、同項に規 いても、同様とする。 定する特定組合又は都道府県連合会が成立した 全国連合会が成立したときは、第七十三条第

る者でこれらの組合員になろうとするものから 又は第四項の規定により組合員たる資格を有す農業共済組合及び全国連合会は、前条第一項 加入の申込みを受けたときは、正当な理由がな ければ、その加入を拒んではならない。 (議決権及び選挙権)

第二十二条 農業共済団体の組合員は、各一個 議決権及び役員(農業共済組合及び全国連合会 を有する。 組合員にあつては、役員及び総代)の選挙権

組合員等の数に基づき、二個以上の議決権及びろにより、その組合員に対して、当該組合員の 七十三条第四項に規定する特定組合の組合員の より、その組合員に対して、当該組合員たる第 政令で定める基準に従い定款で定めるところに 役員の選挙権を与えることができる。 ず、政令で定める基準に従い定款で定めるとこ 全国連合会は、第一項の規定にかかわらず、

第二十三条 農業共済団体の組合員は、定款で定 又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うこ よりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面 めるところにより、第五十一条第三項の規定に

共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実

第二十五条 農業共済団体の組合員は、

たる組合等の組合員等の数に基づき、二個以上数又は当該組合員たる都道府県連合会の組合員 都道府県連合会は、前項の規定にかかわら

報通信の技術を利用する方法であつて農林水産 議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法 行うことができる。 省令で定めるものをいう。以下同じ。)により (電子情報処理組織を使用する方法その他の情 農業共済団体の組合員は、定款で定めるとこ 前項の規定による書面をもつてする

者は、これを出席者とみなす。 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う

ことができる。 えて、代理権を当該電磁的方法により証明する 体に提出しなければならない。この場合にお で定められているときは、当該書面の提出に代 て、電磁的方法により議決権を行うことが定款 代理人は、代理権を証する書面を農業共済団

(議決権のない場合)

第二十四条 農業共済団体と特定の組合員との関 は、議決権を有しない。 係について議決をする場合には、その組合員

る事由によつて脱退する の全部の廃止) 共済事業を行う市町村にあつては、 死亡又は解散(第百七条第一項に規定する 組合員たる資格の喪失 共済事業

規定による全国連合会の組合員は、前項各号に は、この限りでない。 掲げる事由によるほか、共済関係の全部の消滅 める基準に従い定款で特別の定めをしたとき によつて脱退する。ただし、農林水産省令で定 (第六十六条第一項の規定による場合を除く。) 農業共済組合の組合員又は第二十条第四項

書の規定により共済関係の全部の消滅があつて 規定による全国連合会の組合員で、前項ただし は全国連合会との間に共済関係の存しないもの も脱退をしないものその他当該農業共済組合又 で定めるところにより脱退することができる。 (農林水産省令で定めるものを除く。)は、定款 農業共済組合の組合員又は第二十条第四項

第二節

(発起人)

第二十六条 農業共済組合を設立するには、 りその組合員たる資格を有する者で農業共済組 連合会を設立するには、同条第三項の規定によ 十条第一項に規定する者で農業共済組合を設立 しようとするもの十五人以上が、農業共済組合

合連合会を設立しようとするもの二以上が発起 人とならなければならない。

(設立準備会)

ばならない。 所とともに公告して、設立準備会を開かなけれの期間前までにこれを設立準備会の日時及び場 組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定 発起人は、あらかじめ農業共済組合の区域及び 農業共済組合を設立する場合には、

ばならない。 及び場所を公告して、設立準備会を開かなけれ起人は、一定の期間前までに設立準備会の日時農業共済組合連合会を設立する場合には、発

前二項の一定の期間は、二週間を下つてはな

(定款等作成委員の選任等)

第二十八条 設立準備会においては、出席した組 本となるべき事項及び共済掛金又は保険料その 下「定款等作成委員」という。)を選任し、か「定款等」という。)の作成に当たるべき者(以 員とする。)の中から定款及び事業規程(以下 は出席した組合員たる資格を有する市町村の職 を有する農業共済団体の業務を執行する役員又立する場合にあつては出席した組合員たる資格 役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設 合員たる資格を有する法人等の業務を執行する する場合にあつては法人及び農業共済資格団体 合員たる資格を有する者(農業共済組合を設立 (以下「法人等」という。) を除き、出席した組 つ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基

ればならない。 ければならない。 前項の定款等作成委員は、 十五人以上でなけ

他事業規程作成の基本となるべき事項を定めな

てこれを決する。 員たる資格を有する者)の過半数の同意をもつ あつては、前条第一項の目論見書に定める組合 格を有する者(農業共済組合を設立する場合に 設立準備会の議事は、出席した組合員たる資

第二十九条 定款等作成委員が定款等を作成した ときは、発起人は、一定の期間前までにこれを 立総会を開かなければならない。 創立総会の日時及び場所とともに公告して、 創

前項の一定の期間は、二週間を下つてはなら

業計画の設定その他設立に必要な事項の決定 定款等作成委員が作成した定款等の承認、事 創立総会の議決によらなければならない

> 資格に関する定款の規定については、 ることができる。ただし、区域及び組合員たる 創立総会においては、前項の定款等を修正す この限り

申し出たものの半数以上が出席し、その議決権者でその会日までに発起人に対し設立の同意を の三分の二以上でこれを決する。 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する

三条第二項中「前項」とあるのは「第二十九条 ものとする。 第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるの の規定を準用する。この場合において、第二十 は「第二十九条第六項又は前項」と読み替える 二十三条第二項から第四項まで及び第二十四条創立総会については、第二十二条第一項、第 又は選挙権を行うことができる。

(認可の申請)

第三十条 発起人は、創立総会終了の後遅滞な ばならない。 共済団体の設立に関する報告書を提出しなけれ て、設立の認可を申請しなければならない。 発起人は、行政庁の要求があるときは、農業 定款等及び事業計画書を行政庁に提出

第三十一条 行政庁は、前条第一項の規定による められるときには、設立の認可をしなければなその事業が健全に行われ、公益に反しないと認 らない。 申請があつた場合において、設立の手続又は定 基づいてする行政庁の処分に違反せず、かつ、 款等若しくは事業計画の内容が法令又は法令に (認可の基準)

(認可の期間)

第三十二条 第三十条第一項の規定による申請が あつたときは、行政庁は、申請書を受理した日 明をすべきことを請求することができる。 可の通知を発しなければならない。 から二月以内に、発起人に対し、認可又は不認 かつたときは、その期間満了の日に第三十条第 は、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証 一項の認可があつたものとみなす。この場合に 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しな

提出の要求を発したときは、その日からその報 第一項の期間に算入しない。 告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを 行政庁が第三十条第二項の規定により報告書

政庁は、不認可の通知をするときは、

理由を通知書に記載しなければならない

その

をしたときは、その判決確定の日に第三十条第した場合において、裁判所がその取消しの判決発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起 は、第二項後段の規定を準用する。 項の認可があつたものとみなす。この場合に

第三十三条 第三十条第一項の設立の認可があつ 事に引き渡さなければならない。 たときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理 (成立の時期)

(理事への事務引渡し)

第三十四条 農業共済団体は、主たる事務所の 成立する。 成立する。 ときする 足れに さたる事務所の所

(定款)

る事項を記載しなければならない。 第三十五条 農業共済団体の定款には、 次に掲げ

目的

名称

区域

事務所の所在地

五. 四 退に関する規定 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱

事業の種類

準備金の額及びその積立ての方法 役員の定数及び選挙又は選任に関する規

九 規定 剰余金の処分及び不足金の処理に関する

+ 公告の方法

定数及び選挙に関する規定を記載しなければな事項のほか、総代会を設ける場合には、総代の 農業共済団体の定款には、前項各号に掲げる

は選挙区に関する事項を定めなければならな代の選挙につき選挙区を設けることとしたとき において選挙することとしたときはその旨、総当選に関する事項並びに役員又は総代を総会外 補、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び 前項の総代の選挙に関する規定には、選挙期 第一項第七号の役員の選挙に関する規定及び 選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候

(事業規程)

行政庁は、

模範定款例を定めることができ

第三十六条 農業共済組合は、事業規程をもつ つては、第七十三条第四項に規定する特定組合 て、 「限る。) を規定しなければならない 次に掲げる事項(第七号に掲げる事項にあ

る事項 共済事業の種類別の共済目的の種類に関す

共済金額に関する事項

共済掛金及び事務費に関する事項

五四 共済責任に関する事項

業務の委託に関する事項

する事項 第百六十三条第一項の規定による事業に関 損害評価会に関する事項

で定める事項 前各号に掲げるもののほ か 農林水産省令

掲げる事項を規定しなければならない。 都道府県連合会は、事業規程をもつて、

保険金額に関する事項

保険料及び事務費に関する事項

保険責任に関する事項

Ŧi. 第百六十三条第二項の規定による事業に関 損害評価会に関する事項

する事項

で定める事項 前各号に掲げるもののほか、 農林水産省令

る事項を規定しなければならない。 全国連合会は、事業規程をもつて、 次に掲げ

共済事業に関する次に掲げる事項

実施区域に関する事項 共済事業の種類別の共済目的の種類及び

事 項 第 一項第二号から第六号までに掲げる

関する事 第百六十三条第三項の規定による事業に

第百七十三条各号に掲げる事業に関する

三 農業経営収入保険事業に関する次に掲げる 事項 事項

口 第百七十五条第二項第二号に掲げる事業 前項第一号から第三号までに掲げる事項

に関する事項 業務の委託に関する事項 第百八十二条第一項の特約に関する事 項

四 前三号に掲げるもののほか、 農林水産省令

行政庁は、模範事業規程例を定めることがでで定める事項

第三節 管理

(役員の定数及び選挙又は選任)

第三十七条 農業共済団体に、役員として理 び監事を置く。 事及

理事の定数は、五人以上とし、 二人以上とする。 監事の定数

会外においてこれを選挙することができる。 を除く。)は、定款で定めるところにより、総 済組合又は全国連合会の役員(設立当時の役員 会)においてこれを選挙する。ただし、農業共 が総会(設立当時の役員にあつては、創立総 役員は、定款で定めるところにより、 組合員

数以内であるときは、定款で定めるところによ う。ただし、役員候補者が選挙すべき役員の定 役員の選挙は、無記名投票によつてこれを行 投票を省略することができる。

選挙権一個)につき一票とする。 挙権を与える農業共済組合連合会にあつては、 の規定によりその組合員に対して二個以上の選 投票は、一人(第二十二条第二項又は第三項 定款で定める投票方法による選挙の結果投票

者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開 投票を省略した場合は、当該候補者)を当選人 役員の選挙においては、選挙ごとに選挙管理

の多数を得た者(第四項ただし書の規定により

票管理者を置かなければならない。

を作り、それぞれこれに署名しなければならな 録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録 役員の選挙をしたときは、選挙管理者は選挙

い場所に設けなければならない。 票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げな 総会外において役員の選挙を行うときは、投

ることができる。 の役員にあつては、創立総会)において選任す 定めるところにより、組合員が総会(創立当時 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で

の理事の定数の少なくとも四分の三は、設立の 意者を除き、同意者たる法人等の業務を執行す る。) でなければならない。ただし、設立当時 共済団体を除く。)の業務を執行する役員とす 合員たる個人若しくは組合員たる法人等(農業 あつては組合員たる農業共済団体の役員又は組 は組合員たる市町村の職員とし、全国連合会に 会にあつては組合員たる農業共済組合の役員又 を執行する役員を含むものとし、都道府県連合 等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務 の三は、組合員(農業共済組合にあつては法人 農業共済団体の理事の定数の少なくとも四分 意者(農業共済組合にあつては法人等たる同 第四十一条 農業共済団体の業務は、定款に特別 の定めがないときは、理事の過半数で決する。

意者たる市町村の職員とする。)でなければな あつては同意者たる農業共済団体の役員又は同 る役員を含むものとし、農業共済組合連合会に

(役員の任期)

|第三十八条 役員の任期は、三年以内において定 款で定める。

める。ただし、その期間は、一年を超えてはな わらず、創立総会(農業共済組合の合併による設立当時の役員の任期は、前項の規定にかか 設立の場合にあつては、設立委員)において定

たに選任された役員(第四十五条の仮理事を含 任期の満了又は辞任により退任した役員は、新 義務を有する。 む。)が就任するまで、 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、 なお役員としての権利

(役員の忠実義務)

行政庁の処分、定款等及び総会の議決を遵守第三十九条 役員は、法令、法令に基づいてする し、農業共済団体のため忠実にその職務を遂行 しなければならない。

任を負う。 は、農業共済団体に対し連帯して損害賠償の責役員がその任務を怠つたときは、その役員

偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告を 過失があつたときは、その役員は、第三者に対 (役員の兼職禁止) したときも、同様とする。 につき、第五十三条第一項に規定する書類に虚 し連帯して損害賠償の責任を負う。重要な事項 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な

|第四十条 理事は、監事又は農業共済団体の使用 と兼ねてはならない。 人と、監事は、理事又は農業共済団体の使用人 (業務の決定)

第四十二条 について、農業共済団体を代表する。ただし、20十二条 理事は、農業共済団体の全ての業務 定款の規定に反することはできず、また、総会 (理事の代表権の制限) 又は総代会の議決に従わなければならない。

(代表)

第四十三条 理事の代表権に加えた制限は、 の第三者に対抗することができない。 (理事の代理行為の委任) 善意

| **第四十四条** 理事は、定款又は総会若しくは総代

り、特定の行為の代理を他人に委任することが (仮理事) できる。

第四十五条 理事が欠けた場合において、業務が ときは、行政庁は、利害関係人又は検察官の請 求により、仮理事を選任しなければならない。 遅滞することにより損害を生ずるおそれがある

第四十六条 農業共済団体が理事と契約をすると きは、監事が、農業共済団体を代表する。農業 共済団体と理事との訴訟についても、 (理事の自己契約等の禁止) 同様とす

(監事の職

第四十七条 監事の職務は、次のとおりとする。 農業共済団体の財産の状況を監査するこ

事項があると認めるときは、総会又は行政庁 若しくは定款等に違反し、又は著しく不当な に報告をすること。 財産の状況又は業務の執行について、法令 理事の業務の執行の状況を監査すること。

総会を招集すること。 前号の報告をするため必要があるときは、

総会の招集)

第四十八条 理事は、毎事業年度一回通常総会を 招集しなければならない。

も臨時総会又は総代会を招集することができ 理事は、必要があると認めるときは、いつで

第四十九条 組合員が総組合員の五分の一以上の 記載した書面を理事に提出して総代会の招集をを得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を らない。総代が総代総数の五分の一以上の同意た日から二十日以内に総会を招集しなければな 集を請求したときは、理事は、その請求のあつ 理由を記載した書面を理事に提出して総会の招 同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の 請求したときも、 同様とする。

により提供することができる。この場合におい 面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法 同項の規定による書面の提出に代えて、当該書 権を行うことが定款で定められているときは、 て、当該組合員は、当該書面を提出したものと 前項の場合において、電磁的方法により議決

る方法を除く。) により行われた当該書面に記 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定め

> 載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に がされた時に当該理事に到達したものとみな 係る電子計算機に備えられたファイルへの記録

第五十条 を招集しなければならない。 手続をしないときは、監事は、総会又は総代会 正当な理由がないのに総会又は総代会の招集の 前条第一項の請求があつた場合において理 理事の職務を行う者がないとき、

(組合員に対する通知又は催告)

第五十一条 農業共済団体の組合員に対してする 地)に、その者が別に催告を受ける場所を農業 者の住所、市町村にあつてはその事務所の所在 通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者 ことをもつて足りる。 共済団体に通知したときは、その場所に宛てる の住所(農業共済資格団体にあつてはその代表

つた時に、到達したものとみなす 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであ

してこれをしなければならない。 ら十日前までに、その会議の目的たる事項を示 (定款その他の書類の備付け及び閲覧) 総会又は総代会の招集の通知は、その会日

第五十二条 理事は、定款等及び総会又は総代会 たる事務所に備えて置かなければならない。 産省令で定めるところにより、組合員名簿を主 の議事録を各事務所に備え置き、かつ、農林水 規定する書類の閲覧を求めることができる。 農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に

第五十三条 理事は、通常総会の会日から一週間 理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事 表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処 前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照 務所に備えて置かなければならない。 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧) 農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に

ときは、監事の意見書を添付しなければならな 規定する書類の閲覧を求めることができる。 第一項に規定する書類を通常総会に提出する

ものとして農林水産省令で定めるものをいう。 第二百三十条第十一号において同じ。)の添付 することができない方式で作られる記録であつ 式、磁気的方式その他人の知覚によつては認 すべき事項を記録した電磁的記録(電子的 て、電子計算機による情報処理の用に供される 前項の監事の意見書については、これに記載

監事の意見書を添付したものとみなす。 とができる。この場合において、理事は、 をもつて、当該監事の意見書の添付に代えるこ (役員の改選の請求) 当該

請求により、任期中でも総会においてこれを改治工十四条 役員は、総組合員の五分の一以上の 選することができる。

事の全員について、同時にこれをしなければな の請求は、この限りでない。
政庁の処分又は定款等の違反を理由とする改選 らない。ただし、法令、法令に基づいてする行 前項の規定による請求は、理事の全員又は監

なければならない。 載した書面を農業共済団体に提出してこれをし第一項の規定による請求は、改選の理由を記

総会において弁明する機会を与えなければなら でに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、 (準用) 前項の規定による書面の提出があつたとき 農業共済団体は、総会の会日から七日前ま

第五十五条 役員については、一般社団法人及び 四十八号)第七十八条の規定を準用する。 (参事) 般財団法人に関する法律(平成十八年法律第

第五十六条 農業共済団体は、参事を選任し、 の主たる事務所又は従たる事務所において、 の業務を行わせることができる。 参事の選任及び解任は、理事の過半数によつ そ そ

条並びに第十三条の規定を準用する。 八十六号)第十一条第一項及び第三項、第十二 参事については、会社法(平成十七年法律第

第五十七条 組合員は、総組合員の十分の一以上 することができる。 の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求

した書面を理事に提出してしなければならな前項の規定による請求は、解任の理由を記載

ればならない。 前項の規定による書面の提出があつたとき 理事は、当該参事の解任の可否を決しなけ

に当該参事に対して第二項の書面を送付し、 (総会の議決事項) 理事は、前項の可否を決する日の七日前まで 弁明する機会を与えなければならない。 カュ

第五十八条次の事項は、 ばならない 総会の議決を経なけれ

定款等の変更

事務費を徴収する場合には、その額及び徴

政庁の認可を受けなければ、その効力を生じな 省令で定める事項に係るものを除く。) は、行 定款等の変更(軽微な事項その他の農林水産 計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案 事業報告書、財産目録、貸借対照表、 損益

十二条の規定を準用する。 前項の認可については、第三十一条及び第三

滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならめる事項に係る定款等の変更をしたときは、遅 農業共済団体は、第二項の農林水産省令で定

(総会の議事)

決権の過半数でこれを決し、可否同数のとき特別の定めのある場合を除いては、出席者の議第五十九条 総会の議事は、この法律又は定款に は、議長の決するところによる。

利を有しない。 議長は、組合員として総会の議決に加わる権議長は、総会においてこれを選任する。

定めがあるときは、この限りでない。 決をすることができる。ただし、定款に特別のよりあらかじめ通知した事項についてのみ、議 (特別の議決) 総会においては、第五十一条第三項の規定に

席し、その議決権の三分の二以上の多数による第六十条 次の事項は、総組合員の半数以上が出 議決を必要とする。

定款の変更

農業共済団体の解散

Ξ (総代会) 農業共済組合の合併

ころにより、総会に代わるべき総代会を設ける林水産省令で定める基準に従い定款で定めると第六十一条 農業共済組合及び全国連合会は、農 ことができる。 総代の定数は、三十人以上でなければならな

組合員でなければならない。 総代は、当該農業共済組合又は全国連合会の

ず、総代の選挙及び解散の議決をすることがで は、第三十七条第三項から第九項まで、 八条及び第五十四条の規定を準用する。 総代会においては、前項の規定にかかわら 総代会には、総会に関する規定を、 第三十 総代に

(区分経理)

第六十二条 農業共済団体は、その会計を農林水 ならない。 産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければ

第六十三条 き、農林水産省合できりう・・・・りにおいて存する共済責任又は保険責任につりにおいて存する共済責任又は保険責任についる。 準備金を積み立てなければならない。 (責任準備金の積立て)

第六十四条 農業共済団体は、不足金の補塡に備 立てなければならない。 えるため、農林水産省令で定めるところによ り、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み (準備金の積立て)

第四節 解散及び清算

(解散事由)

第六十五条 解散する。 農業共済団体は、 次の事由によつて

総会の議決

共済組合が消滅する場合に限る。) 農業共済組合の合併(合併により当該農業

兀 破産手続開始の決定 第二百十二条第三項の規定による解散の

ば、その効力を生じない。 解散の議決は、行政庁の認可を受けなけ

る。 都道府県連合会は、第一項各号に掲げる事由 前項の場合には、第三十二条の規定を準用

利義務の承継があつたことによつて解散する。 によるほか、第七十三条第二項の規定による権 (解散による共済関係等の終了)

第六十六条 農業共済団体が解散したときは、農 は、 解散の場合を除いては、共済関係又は保険関係 業共済組合の合併及び前条第四項の規定による しない期間に対する共済掛金又は保険料を払 前項の場合には、農業共済団体は、まだ経過 終了する。

第六十七条 農業共済組合が合併しようとすると ない。 きは、総会において合併を議決しなければなら (合併の手続)

戻さなければならない。

効力を生じない。 合併は、行政庁の認可を受けなければ、 その

規定を準用する 前項の場合には、 第三十一条及び第三十二条

第六十八条 農業共済組合が合併の議決をしたと 及び貸借対照表を作らなければならない。 きは、その議決の日から二週間以内に財産

目

には、各別にこれを催告しなければならない。 べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者 対して、異議があれば一定の期間内にこれを述 前項の一定の期間は、一月を下つてはならな 農業共済組合は、前項の期間内に、債権者に

第六十九条 債権者が前条第二項の一定の期間 ものとみなす。 に異議を述べなかつたときは、 合併を承認した

ないときは、この限りでない。 相当の財産を信託しなければならない。ただ その債権者に弁済を受けさせることを目的とし て信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、 し、合併をしてもその債権者を害するおそれ 債権者が異議を述べたときは、農業共済 又は

|第七十条||合併によつて農業共済組合を設立する 員を選任し、その他設立に必要な行為をしなけ の業務を執行する役員を含む。)の中から選任 ればならない。 した設立委員が共同して、定款等を作成し、役 には、各農業共済組合の総会において組合員 (法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等

は、第三十七条第十一項本文の規定を準用す 前項の規定による役員のうち理事の選任に

六十条の規定を準用する。 (合併の時期) 第一項の規定による設立委員の選任には、

第

第七十一条 農業共済組合の合併は、合併後存続 業共済組合が、その主たる事務所の所在地にお する農業共済組合又は合併によつて設立する農 いて、登記をすることによつてその効力を生ず

(合併による権利義務の承継)

第七十二条 合併後存続する農業共済組合又は合 可、認可その他の処分に基づいて有する権利 業共済組合がその行う事業に関し、 併によつて設立した農業共済組合は、合併によ 務を含む。)を承継する つて消滅した農業共済組合の権利義務(当該農 行政庁の 許

(特定組合による権利義務の承継)

第七十三条 業共済組合のほかに当該都道府県連合会の組合 都道府県連合会の組合員たる一の

この条において同じ。)を承継することについ の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下 の行う事業に関し、 県連合会の権利義務(当該都道府県連合会がそ るところにより、農林水産大臣に、当該都道府 は、当該農業共済組合は、農林水産省令で定め その区域とする農業共済組合が成立したとき 合員たる組合等の区域の全てを合わせた区域を 員がなくなつたとき、又は都道府県連合会の組 認可を申請しなければならない。 行政庁の許可、認可その他

合会の権利義務は、その時において当該認可の前項の認可があつたときは、当該都道府県連 散するものとする。 申請に係る農業共済組合に承継されるものと し、当該都道府県連合会は、その時において解

県連合会の組合員とみなす。 承継が行われるまでの間は、これを当該都道府 定にかかわらず、前項の規定による権利義務のは、第二十条第三項及び第二十一条第一項の規 第一項に規定する場合に存する農業共済組合

存する都道府県連合会と政府との間の再保険関第二項の規定による権利義務の承継の際現に 都道府県連合会とみなして、この法律の規定を 共済組合(以下「特定組合」という。)を当該 より都道府県連合会の権利義務を承継した農業 金期間)が終了するまでの間は、同項の規定に 期間(家畜共済に係るものにあつては、共済掛 係については、当該再保険関係に係る共済責任

関係に係る経過措置に関し必要な事項は、政令 合の当該都道府県連合会と政府との間の再保険 が当該都道府県連合会の権利義務を承継した場 務を承継する場合の手続及び当該農業共済組合 により農業共済組合が都道府県連合会の権利義前各項に規定するもののほか、第二項の規定

(清算中の農業共済団体の能力) 解散した農業共済団体は、

第七十五条 農業共済団体が解散したときは、合 第七十四条 的の範囲内において、その清算の結了に至るま では、なお存続するものとみなす。 (清算人の就任) 清算の目

他人を選任したときは、この限りでない。が、その清算人となる。ただし、総会にお 四項の規定による解散の場合を除いては、理事 (裁判所による清算人の選任) 併及び破産手続開始の決定並びに第六十五条第 その清算人となる。ただし、総会において

ないとき、 又は清算人が欠けたため損害を生ず 前条の規定により清算人となる者が

> 若しくは検察官の請求により又は職権で、清算るおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人 人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七十七条 重要な事由があるときは、 は職権で、清算人を解任することができる。は、利害関係人若しくは検察官の請求により又 (清算人の職務及び権限) 裁 判所

|第七十八条 清算人の職務は、 次のとおりとす

債権の取立て及び債務の弁済

残余財産の引渡し

(清算人の財産調査義務) に必要な一切の行為をすることができる。 前項各号に掲げる職務を行うため

第七十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、 貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、こ共済団体の財産の状況を調査し、財産目録及び めなければならない。 れを総会に提出し、又は提供し、その承認を求 農業

(債権の申出の催告等)

第八十条 清算人は、その就職の日から二月以内 旨の催告をしなければならない。この場合にお 対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき いて、その期間は、二月を下ることができな に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に

の申出の催告をしなければならない。 清算人は、知れている債権者には、各別にそ れている債権者を除斥することができない。 記しなければならない。ただし、清算人は、知 をしないときは清算から除斥されるべき旨を付 前項の公告には、債権者がその期間内に申出

(期間経過後の債権の申出) 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第八十一条 前条第一項の期間の経過後に申出を る。 ない財産に対してのみ、請求をすることができた後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されてい した債権者は、農業共済団体の債務が完済され

開始) (清算中の農業共済団体についての破算手続の

第八十二条 清算中に農業共済団体の財産がその 申立てをし、その旨を公告しなければならな 債務を完済するのに足りないことが明らかにな つたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の

> 開始の決定を受けた場合において、破産管財人 了したものとする。 にその事務を引き継いだときは、その任務を終 清算人は、清算中の農業共済団体が破産手続

属すべき者に引き渡したものがあるときは、破共済団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰 産管財人は、これを取り戻すことができる。 第一項の規定による公告は、官報に掲載して 前項に規定する場合において、清算中の農業

(残余財産の帰属)

第八十三条 解散した農業共済団体の残余財 場合を除くほか、第八十六条の規定による届出 \*時において、定款で指定した農業共済団体に 合併及び破産手続開始の決定による解散の

に帰属する。 前項の規定により処分されない財産は、 玉

(裁判所による監督)

第八十四条 農業共済団体の解散及び清算は、 判所の監督に属する。 裁

所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に 要な検査をすることができる。 農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必

対し、意見を求め、又は調査を嘱託することが

できる。

散及び清算を監督する裁判所に対し、 べることができる。 前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解 意見を述

(決算報告)

第八十五条 清算事務が終わつたときは、清算人 又は提供し、その承認を求めなければならな より、決算報告を作り、これを総会に提出し、 は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところに

(清算結了の届出)

第八十七条 農業共済団体の解散及び清算の監督 |第八十六条 清算が結了したときは、清算人は 所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す その旨を行政庁に届け出なければならない。 並びに清算人に関する事件は、その主たる事務 (解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

(不服申立ての制限)

第八十八条 清算人の選任の裁判に対しては、 服を申し立てることができな 不

第八十九条 裁判所は、第七十六条の規定により (裁判所の選任する清算人の報酬)

ができる。この場合においては、裁判所は、当 該清算人に対して支払う報酬の額を定めること 清算人を選任した場合には、農業共済団体が当 該清算人及び監事の陳述を聴かなければならな

(検査役の選任)

第九十条 選任することができる。 算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を 裁判所は、農業共済団体の解散及び清

あるのは、「農業共済団体及び検査役」と読み の場合において、前条中「清算人及び監事」と 場合については、前二条の規定を準用する。こ 替えるものとする。 前項の規定により裁判所が検査役を選任した

(特定合併) 第五節 特定合併及び事業譲渡

第九十一条 行うことができる。 全国連合会と特定組合とは、 合併を

たる全ての農業共済組合とは、 ができる。 全国連合会と都道府県連合会及びその組合員 合併を行うこと

は、全国連合会とする。 前二項の場合において、 合併後存続する法

第九十二条 前条第一項又は第二項の合併(以下 合又は都道府県連合会とみなして、この法律 終了するまでの間は、全国連合会を当該特定組 共済に係るものにあつては、共済掛金期間) 関係又は再保険関係に係る共済責任期間(家畜 政府との間の再保険関係については、当該保険 と政府との間の保険関係又は都道府県連合会と 規定を適用する。 「特定合併」という。)の際現に存する特定組合 が

第九十三条 特定合併については、第六十条、 共済組合」とあるのは、 る。この場合において、これらの規定中「農業 で、第七十一条及び第七十二条の規定を準用す六十五条第一項、第六十七条から第六十九条ま み替えるものとする。 「農業共済団体」と読 第

(事業譲渡)

第九十四条 は一部を全国連合会に譲り渡すことができる。 全国連合会は、農業共済組合から共済事業の 農業共済組合は、共済事業の全部又

の譲渡し又は譲受け 全部又は一部を譲り受けることができる。 前二項の規定による共済事業の全部又は一部 (以下「事業譲渡」とい

ら第六十九条までの規定を準用する。この場合 あるのは、「農業共済団体」と読み替えるもの において、これらの規定中「農業共済組合」と う。) については、第六十条及び第六十七条か 二共

第九十五条 農業共済団体は、

(共済事業の効率化)

第九十六条 この節に規定するもののほ 共済団体が特定合併又は事業譲渡をした場合に おける共済関係、保険関係又は再保険関係に係 共済事業の実施体制の改善に努めるものとす を図るため、相互に連携し、 (政令への委任) 合併の推進その他共済事業の効率化 か、農業

> 事 済

共 的目

### 第三章 農業共済事業等 第一節 農業共済事業

必要な事項は、政令で定める。

る経過措置その他特定合併又は事業譲渡に関し

(共済事業の種類) 第一款 通則

第九十七条 共済事業の種類は、 次のとおりとす

果樹共済 家畜共済

農作物共済

園芸施設共済

畑作物共済

兀

共

故

済

家畜共済は、 任意共済 死亡廃用共済及び疾病傷害共済

果樹共済は、収穫共済及び樹体共済とする。

第九十八条 共済事業は、農作物共済にあつては 設共済にあつては第七号に掲げる共済目的につ 第五号、畑作物共済にあつては第六号、園芸施 は第四号、果樹共済のうち樹体共済にあつては ては第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつて は第二号、家畜共済のうち疾病傷害共済にあつ 第一号、家畜共済のうち死亡廃用共済にあつて (共済事業の内容) 当該各号に掲げる共済事故によつて生じた 五共

故 事 済 共

品質の低下を伴うものに限る。)

火災、病虫害及び鳥獣害(果実の減収又は 原因(地震及び噴火を含む。)による災害、

的目済共 る事業とする。 水稲、 麦その他政令で指定する食糧農作物

損害について、組合員等に対し共済金を交付す

故 事 済 原因 火災、 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の (地震及び噴火を含む。) による災害、 病虫害及び鳥獣害

済 水産省令で定める基準に適合するもの 馬及び豚で出生後経過した期間が農林

以下この条において同じ。) る補償金の交付の原因となる死亡を除く。 年法律第百六十六号)第五十八条第一項 る死亡及び家畜伝染病予防法(昭和二十六 金又は同法第六十条の二第一項の規定によ 手当金、同条第二項の規定による特別手当 (第四号に係る部分に限る。) の規定による 前号に掲げる牛、 豚以外の豚にあつては死亡 馬及び種豚にあつては死亡(と殺によ 馬及び豚 (種豚に限る。) 及び廃用、 種

疾病及び傷害

事済共的目済共

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の もの及び農林水産省令で定める栽培方法に 果樹(農林水産省令で定める品種に属する ぶどう、なし、ももその他政令で指定する うんしゆうみかん、なつみかん、りんご、 より栽培されているものを除く。)

的目

同じ。) びその支持物を除く。以下この号において その支持物を含むものとし、農林水産省令 前号に掲げる果樹(農林水産省令で定める で定める生育の程度に達していない果樹及

的 目

済 共 故事 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の 失、滅失、埋没又は損傷を伴うものに限 原因(地震及び噴火を含む。)による災害、 火災、病虫害及び鳥獣害(果樹の枯死、流

六共 済 菜及びさとうきび ばれいしよ、 大豆、 (農林水産省令で定める 小豆、いんげん、てん

> 的目 る栽培方法により栽培されているものを除 品種に属するもの及び農林水産省令で定め び果樹以外の農作物で政令で指定するもの く。)並びに第一号に掲げる農作物、桑及

鳥獣害、蚕繭にあつては蚕児の風水害、地 及び噴火を含む。)による災害、火災、病 鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、 を含む。)による災害、火災、病虫害及び 農作物にあつては風水害、干害、冷害、 虫害及び獣害 ひよう害、雪害その他気象上の原因(地震 震又は噴火による災害、火災、病虫害及び よう害その他気象上の原因(地震及び噴火 ひ

故事 済

四項第一号において「施設園芸用施設」と 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設 という。 簡易なものを除く。 防止するための施設(これらに附属する設 因により農作物の生育が阻害されることを 作物を栽培するための施設及び気象上の原 することをいう。)の用に供する施設(第 備を含むものとし、 により調節し、及び管理して、これを栽培 いう。) のうち温室その他のその内部で農 農林水産省令で定める 以下「特定園芸施設

的

目

済

一項

済 共 故 機からの物体の落下、車両及びその積載物 震及び噴火を含む。) による災害、 風水害、ひよう害その他気象上の原因(地 破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空 の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害 、火災、

場合において、牛の胎児に係る共済事故は、死限る。)の共済目的とすることができる。この 項において同じ。)で定めるところにより、家あつては、共済事業の実施に関する条例。第四七条第一項に規定する共済事業を行う市町村に 度に達したものに限る。) は、事業規程(第百(これらのうち農林水産省令で定める生育の程前項第二号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児 畜共済(牛の胎児にあつては、死亡廃用共済に 亡とする。

及び損傷の範囲は、農林水産省令で定める。第一項第二号の廃用並びに同項第五号の埋 済目的とすることができる。 より、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共 次に掲げる物は、事業規程で定めるところに

定園芸施設を除く。)であつて、 農林水産省令で定める施設園芸用施設 特定園芸施 (特

設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に る農作物その他農林水産省令で定める農作物 供されるもの(以下「附帯施設」という。) (農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係 特定園芸施設を用いて栽培される農作物

送中に生じた損害について、組合員等に対し共 令で定める物について生じた損害又は家畜の輸 済金を交付する事業とする。 帯施設以外の建物及び農機具その他農林水産省 物以外の農作物、農産物、特定園芸施設及び附 2、同項第六号に掲げる農作物及び施設内農作 号に掲げる農作物、同項第四号に掲げる果 共済事業は、任意共済にあつては、第一項第 を除く。 以下「施設内農作物」という。)

第九十九条 農業共済組合は、第九十七条第 ことについて政令で定める相当の事由があると ことその他当該種類を共済目的の種類としない の種類につき、当該農業共済組合の組合員の営 第一号及び第二号に掲げる共済事業を行う。 作物共済において、当該種類を共済目的の種類 きは、前条第一項の規定にかかわらず、その農 の規模が農林水産大臣の定める基準に達しない む当該種類についての耕作の業務の総体として (農業共済組合による共済事業の実施) 農業共済組合は、農作物共済の一の共済目的

合員の営む当該種類についての耕作の業務の総場合において、同項中「当該農業共済組合の組家畜共済には、前項の規定を準用する。この 要な技術的読替えは、政令で定める。 達しないことその他当該種類」とあるの 体としての規模が農林水産大臣の定める基準に 「当該種類」と読み替えるものとするほ はか、必 は、

としないことができる。

を行うことができる。 に係る保険事業を行う場合に限り、第九十七条第百六十四条第二項の規定によりその共済責任 第一項第三号から第五号までに掲げる共済事業 て同じ。)は、その所属する都道府県連合会が 農業共済組合(特定組合を除く。 次項にお

第六号に掲げる共済事業を行うことができる。 道府県連合会の承認を経て、第九十七条第一項責任に係る保険事業を行う場合に限り、当該都 六号までに掲げる共済事業を行うことができ 会が第百六十四条第二項の規定によりその共 特定組合は、第九十七条第一項第三号から第 農業共済組合は、その所属する都道府県連合

(全国連合会による共済事業の実施)

全国連合会は、農林水産省令で定めるところ全国連合会は、農林水産省令で定めるところ

類とすることができない。 
知とすることができない。 
知とすることができない。 
知とすることができない。 
に規定するものを、共済事業の共済目的の種類を行う市町村が行う共済事業の場合において、共済事業を行う市町村が行う共済事業の場合において「特定区域以外の区域(以下この項において「特定区域以外の区域(以下この項において「特定区域以外の区域(以下この項において「特定区域以外の区域(以下この項において「特定区域以外の区域(以下この場合において、共済事業の共済目的の種類とすることができない。

令で定める。

令で定める。

令で定める。

の場合において、必要な技術的読替えは、政行う場合には、前条第二項の規定を準用する。

(市町村に対する共済事業の実施の申出)

(百一条 農業共済組合(一の市町村の区域の全面)条 農業共済組合(一の市町村の区域の全面のでは、その行う共済事業の規模が農林水産る。) は、その行う共済事業の規模が農林水産の区域を管轄する市町村と協議し、総会の議定める特別の事由がある場合には、あらかじめたの区域を管轄する市町村と協議し、総会の議定める特別の事由がある場合には、あらかじめたの区域を管轄する市町村と協議し、総会の議定める特別の事由がある場合には、あらかじめたの区域を管轄する市町村のと域の全地が開発している。

根では、では、はならない。はならない。は、<li

-用する。 第一項の総会の議決には、第六十条の規定を

(市町村による共済事業の実施の認可)

るときは、その全ての農業共済組合から前条第り現に共済事業を行つているものが二以上存する農業共済組合で第九十九条第一項の規定によ 第場合(当該市町村の区域の一部をその区域とすりでは、前条第一項の申出があつた

にして公示しなければならない。 県知事に提出しなければならない。 県知事に提出しなければならない。 県知事に提出しなければならない。 県知事に提出しなければならない。

第二項の規定による申請書の提出があつた場等する。

公示しなければならない。

公示しなければならない。

本の旨を、共済事業の実施区域を明らかにして、農林水産省令で定めるところにより、滞なく、農林水産省令で定めるところにより、滞なく、農林水産省令で定めるところにより、の場合にあつては同項の期間満了後、同条第第五項の場合にあつては同項の期間満了後、同条第第五項の場合にあつては同項の期間満了後、同条第第五項又は

(共済事業の実施に関する条例)

第百三条 市町村の共済事業の実施に関する事で及び第八号に掲げる事項、共済事業の実施まで及び第八号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

五.

(共済資格者)

成立させることができる者は、当該市町村が行行う市町村との間に当該共済事業の共済関係を第百四条 第百七条第一項に規定する共済事業を

業の実施に関する条例で定める者を除く。)と業の実施に関する条例で定める基準に従い共済事もの(農林水産省令で定める基準に従い共済事もの(農林水産省令で定める基準に従い共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者う第二十条第一項第一号から第五号までに掲げう第二十条第一項第一号から第五号までに掲げ

が現に規定する共済関係を成立させることが 前項に規定する共済関係を成立させることが できる者 (以下「共済事業の実施区域」と読の場合において、同項中「農業共済組合の区いては、第二十条第二項の規定を準用する。ことが 前項に規定する共済関係を成立させることが

電 ・ に、当該共済関係は、消滅するものとする。 に、当該共済関係は、消滅するものとする。 に、当該共済関係は、消滅するものとする。 町村との間に当該共済事業の共済関係の存する 野百七条第一項に規定する共済事業を行う市

第百五条 第百二条第三項の規定による公示(同まで)があった日以後において同じ。があった日以後においては、第九十九条の規定にかかわらず、次に掲げは、第九十九条の規定による公示を含む。以下この条当該公示に係る農業共済組合が行う共済事業の規定による公示(同るものに限るものとする。

いての農作物共済 該公示の際まだ満了していない共済目的につ をの共済責任期間が当該公示前に始まり当

た共済目的についての農作物共済 当該公示以前にその共済責任期間が満了し

四 果樹共済又は畑作物共済を行う農業共済組生の際存した当該共済関係に係る家畜共済済に係る共済目的についてその共済事故の発三 当該公示以前に共済事故が発生した家畜共

に係る果樹共済又は畑作物共済 当該公示の際まだ満了していない共済関係イ その共済責任期間が当該公示前に始まり

物共済

合にあつては、次に掲げる果樹共済又は畑作

共済 はた共済関係に係る果樹共済又は畑作物 ・ はな示以前にその共済責任期間が満了

共済 園芸施設共済又は任意共済を行う農業共済 国芸施設共済又は任意 が目的についてその共済事故の発生の際存し 発生した園芸施設共済又は任意共済に係る共発生した園芸施設共済又は任意共済を行う農業共済

(済事 きは、その公示の際現に当該公示に係る農業共立する 第百二条第三項の規定による公示があつたとうる者 現に行っている共済事業の残務 に掲げ 六 前各号に掲げるもののほか、当該公示の際

済組合とその組合員との間に存する家畜共済、

園芸施設共済又は任意共済の共済関係は、

前項の規定により家畜共済、園芸施設共済又は任意共済組合は、これらの共済関係にいてのまだ経過しない期間に対する共済排金を払い戻さなければならない。この場合には、農業共済組合は、これらの共済関係にのいてのまだ経過しない期間に対する保険関係又はその保険関係に係る再保険関係又はその保険関係に係る再保険関係ではその保険関係に係る再保険関係ではその保険関係に係る再保険関係では、これらの共済関係にのいてのまだ経過しない期間に対する保険料金、当該農業共済組合連合会に払い戻さなければな当該農業共済組合連合会に払い戻さなければな当該農業共済組合連合会に払い戻さなければない。

東京では、 できるものと相殺することができる。 大済組合連合会が払い込むべき家畜共済又は のできる。 のできる事保険料で農林水産省令で でいるものと相殺することができる。 でいるものと相殺することが必ずできる。 でいるものと相殺することが必ずできる。 できるものと相殺することが必ずできる。 できるものと相殺することが必ずできる。

(政令への委任)

定める。 
定める。 
定める。 
この法律に規定するもののほか、第百 
第事業の開始及びその申出に係る農業共済組合 
の共済事業の開始及びその申出に係る市町村の共 
の共済事業の開始及びその申出に係る市町村の共 
の共済事業の結了に関定するもののほか、第百

(市町村による共済事業の実施区域の特例)

つ適当と認めるときは、都道府県知事の認可を域を共済事業の実施区域に含めることを必要か域に属しないものがある場合において、当該地域に属しないものがある場合において、当該地町村の区域内の地域で農業共済組合の区当該市町村の区域内の地域で農業共済組合の区第百七条 第百二条第一項の認可を受けた市町村

第一号から第五号までに掲げる共済事業を行う 受け、当該地域においても、第九十七条第一項

提出しなければならない。 を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に る条例及び当該地域に係る共済事業の実施計画 は、共済事業の実施に関する条例の変更に関す 市町村は、前項の認可を受けようとするとき

域となる地域を明らかにして公示しなければな あつては、その旨を、新たに共済事業の実施区 通知を発するとともに、認可処分に係る場合に り、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の 月以内に、農林水産省令で定めるところによ 提出を受けたときは、これを受理した日から二 都道府県知事は、前項の規定による申請書の

合には、第百二条第四項及び第五項の規定を準 第二項の規定による申請書の提出があつた場

(市町村による共済事業の実施)

第百八条 共済事業を行う市町村については、第 る。この場合において、 九十九条第一項から第四項までの規定を準用す 必要な技術的読替え

(市町村による共済事業に関する経過措置)

第百九条 共済事業を行う市町村は、前条におい 樹共済及び畑作物共済を行うことができない。 第四号イに掲げる共済事業の共済関係に係る果 当該農業共済組合が同項の規定により行う同項 る共済事業の共済目的に係る農作物共済並びに 五条第一項の規定により行う同項第一号に掲げ 又は一部をその区域とする農業共済組合が第百 にかかわらず、その共済事業の実施区域の全部 て準用する第九十九条第一項及び第四項の規定

第百十条 共済事業を行う市町村は、当該共済事 当該共済事業による収入をもつて充てなければ り特別会計を設けてこれを行い、その経費は、 業の経理については、政令で定めるところによ

よる収入をもつて当該共済事業の経費に充てる り、一般会計又は他の特別会計からの繰入金に 必要があるときは、予算で定めるところによ ことができる。 共済事業を行う市町村は、特別の事由により

翌年度以降において、予算で定めるところによ 前項の規定による繰入金に相当する金額は、

> 繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計 る繰入金については、議会の議決を経て、当該 出したことによる繰入金その他特別の事由によ 特別会計に繰り入れなければならない。ただ べきものを当該共済事業の特別会計において支 に繰り入れないことができる。 当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の 一般会計又は他の特別会計において支出す

(市町村による共済事業の全部の廃止) 六十三条及び第六十四条の規定を準用する。 共済事業を行う市町村の経理については、 第

|第百十一条 共済事業を行う市町村は、都道府県 知事の認可を受けて当該共済事業の全部を廃止 することができる。

る条例を定め、これを申請書に添え、都道府県 知事に提出しなければならない。 は、共済事業の実施に関する条例の廃止に関す 市町村は、前項の認可を受けようとするとき

前項の規定による申請書の提出があつた場合

は、第六十六条の規定を準用する。 市町村が共済事業の全部を廃止した場合に 第三十二条の規定を準用する。

第百十二条 共済事業を行う市町村は、共済事業 ときは、都道府県知事の認可を受けなければな 域の拡張に係る変更を除く。)をしようとする の実施に関する条例の変更(共済事業の実施区 (共済事業の実施に関する条例の変更)

施に関する条例の変更に関する条例」と読み替 の規定を準用する。この場合において、第三十 えるものとする。 一条中「定款等」とあるのは、「共済事業の実 前項の場合には、第三十一条及び第三十二条

(市町村の廃置分合の場合の取扱い)

第百十三条 この法律に規定するもののほ 共済事業の開始に関し必要な事項は、 その事業の種類及び共済目的の種類その他当該 該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地 合における当該廃置分合に係る市町村の行つて 域についての当該共済事業の開始当時における いた当該共済事業についての経過措置並びに当 済事業を行う市町村につき廃置分合があつた場 政令で定

(業務の委託)

第百十四条 組合等は、その行う共済事業に係る 防止のため必要な施設に係るものその他農林水 業務のうち、共済掛金の徴収に係るもの、損害

産省令で定めるものを次に掲げる者に委託する

二 その他農林水産省令で定める法人 他農林水産省令で定める金融機関 農業協同組合又は農業協同組合連合会その

定による委託を受けて同項に規定する業務を行 うことができる。 定その他の法律の規定にかかわらず、同項の規 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条の規 前項第一号に掲げる者は、農業協同組合法

第百十五条 組合等は、その行う共済事業の共済 正当な理由がある場合を除いては、その承諾を 申込みを受けたときは、農林水産省令で定める 関係の成立について組合員又は共済資格者から 拒んではならない。

(申込みに応ずる義務)

第百十六条 組合員等は、組合等との間に共済関 関する条例(以下「事業規程等」という。)で 払期限までに、事業規程又は共済事業の実施に 係が成立したときは、農林水産省令で定める支 わなければならない。 定めるところにより、共済掛金を組合等に支払 (共済掛金の支払)

(共済事故としない旨の申出)

第百十七条 組合員等は、政令で定めるところに 掲げる共済事故の一部を共済事故としない旨の より、組合等に対し、第九十八条第一項各号に 申出をすることができる。

ては、第九十八条第一項の規定にかかわらず、つては、当該申出に係る共済掛金期間)におい るものを共済事故としないものとする。 同項各号に掲げる共済事故のうち当該申出に係 共済事業の共済関係(家畜共済の共済関係にあ 前項の申出があつたときは、当該申出に係る

ところにより算定される率」とする。 共済掛金率を基礎として農林水産省令で定める 規定中「基準共済掛金率」とあるのは、「基準 に第十四条の規定の適用については、これらの いて、第十条第一項及び第二項、第十三条並び 共済掛金を割り引くものとする。この場合にお いては、農林水産省令で定めるところにより、 組合等は、第一項の申出に係る共済関係につ

第百十八条 組合等は、事業規程等で定めるとこ ろにより、第十九条の規定により国庫が負担す る事務費以外の事務費を組合員等に賦課するこ とができる。

> 政令で定めるところによる。 前項の規定による賦課金の賦課については、

払に充てる費用についても、 する前二項の規定により賦課される賦課金の支 第百七十二条及び第百七十四条において準用 前二項と同様とす

(共済掛金等に関する権利の消滅時効)

第百十九条 時効によつて消滅する。 ことができる時から三年間行使しないときは、 はその返還を受ける権利は、これらを行使する は第三項の規定による賦課金又はこれらに係る 戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又 延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は払 共済掛金若しくは前条第一項若しく

(共済掛金等の相殺の制限)

(共済金の額の下限) による賦課金について相殺をもつて当該組合等 済掛金及び第百十八条第一項又は第三項の規定 に対抗することができない。 組合員等は、組合等に支払うべき共

第百二十一条 組合等が組合員等に対して支払う 組合連合会から支払を受けた保険金の額を下回共済金の額は、当該組合等が政府又は農業共済

第百二十二条 共済金の支払に不足を生ずるとき (共済金額の削減)

済金額を削減することができる。 は、組合等は、政令で定めるところにより、 (共済関係の存続) 共

第百二十三条 組合等との間に共済事業の共済関 は、なお存続するものとする。 合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係 を存続させることについてその移転前に当該組 くなつた場合において、その者が当該共済関係 転したこと)により組合員又は共済資格者でな 済資格団体にあつては、その構成員が住所を移 係の存する者が、住所を移転したこと(農業共

諾を拒むことができない。 組合等は、正当な理由がなければ、

(共済関係に関する権利義務の承継)

第百二十四条 共済目的の譲受人 (農業共済資格 合にあつては、当該農業共済資格団体)の 承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共 済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場 団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあ る権利義務を承継することができる つては、当該農業共済資格団体)は、組合等の

諾を拒むことができない。 組合等は、正当な理由がなければ、 前項の承

つた場合には、前二項の規定を準用する。 共済目的について相続その他の包括承継があ

(通常すべき管理等の義務)

第百二十五条 組合員等は、共済目的について通 常すべき管理その他損害防止を怠つてはならな

て組合員等を指導することができる。 組合等は、前項の管理その他損害防止につい

(損害防止の処置の指示)

のため特に必要な処置をすべきことを指示する第百二十六条 組合等は、組合員等に、損害防止 した費用は、当該組合等の負担とする。 ことができる。この場合には、組合員等の負担 (損害防止施設)

第百二十七条 をすることができる。 第一項に規定する施設に該当するものを除く。) ころにより、損害防止のため必要な施設(次条 (家畜診療施設) 組合等は、事業規程等で定めると

第百二十八条 組合等は、事業規程等で定めると め必要な施設をすることができる。 ころにより、家畜共済に付した家畜の診療のた

設を利用させることができる。 済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施 組合等は、その事業に支障がない場合に限 事業規程等で定めるところにより、家畜共

ため必要があるときは、いつでも、共済目的の第百二十九条 組合等は、損害の防止又は認定の 調査することができる。 ある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を

(通知義務)

第百三十条 の旨を組合等に通知しなければならない。 業規程等で定めるところにより、遅滞なく、 共済目的に農林水産省令で定める異動を生 組合員等は、次に掲げる場合は、 そ

共済事故が発生したとき。

じたとき

めるとき 共済金の支払を受けるべき損害があると認

(損害認定)

第百三十一条 に従つてこれをしなければならない。 損害の額の認定は、農林水産省令で定める基準 組合等が支払うべき共済金に係る

共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を 組合等は、その支払うべき農作物共済、収穫 第百三十三条 払うべき共済金に係る損害の額の認定に関し必

会の意見を聴かなければならない 認定するに当たつては、事業規程等で定めると ころにより、あらかじめ当該組合等の損害評価

第百三十二条 の全部又は一部につき、支払の責任を免れるこれ百三十二条 次の場合には、組合等は、共済金

組合員等が第百二十五条第一項の規定によ

る義務を怠つたとき 組合員等が第百二十六条の規定による指示

に従わなかつたとき。 組合員等が第百三十条の規定による通知を

の払込みを遅滞したとき。 怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて 不実の通知をしたとき。 組合員等が正当な理由がないのに共 済掛金

Ŧi. これを知つていたとき、及び過失によつてこ 条第一項の規定による申込みをした組合員等 れを知らなかつたときを除く。)。 せず、又は不実の通知をしたとき(組合等が き、 林水産省令で定める重要な事実又は事項につ とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以設(第九十八条第四項の規定により共済目的 下「特定園芸施設等」という。)に関する農 たものに限る。)、果樹、蚕繭又は特定園芸施 十七条、第百五十二条第一項又は第百五十七 第百三十五条、第百四十条第一項、第百四 家畜(当該申込みの際、現に飼養してい 悪意又は重大な過失によつてこれを通知 当該申込みの際、当該申込みに係る農作

その変更の結果通常生ずべき損失の額について 係る栽培方法以外のものに変更した場合には、 その栽培方法をこれらの規定により定められた 栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の 条第一項又は第百五十三条第一項の規定により は、当該組合員等に対して共済金の支払の義務 区分で当該農作物又は果樹に適用されるものに 種類に係る農作物又は果樹につき、組合員等が 六 その他政令で定める事由があるとき。 組合等は、第百三十六条第一項、第百四十八

金の支払の義務を有しない。 失の額については、当該組合員等に対して共済 場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損 二十五年法律第百五十一号)の規定に違反した 組合等は、その組合員等が植物防疫法(昭和

(協力依頼等)

組合等は、共済金額の決定又は支

価格に関する資料の提供につき、その協力を求売渡しに係る農産物又は資材の数量、品質又は 産物の加工若しくは販売の委託を受け、 は当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等 要があるときは、組合員等からその生産した農 めることができる。 に資材の売渡しをした者に対し、当該委託又は

導若しくは助言を行うよう努めるものとする。かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指行政庁は、組合等に対し、共済事業の効率的

第百三十四条 組合等の共済事業には、 園芸施設共済にあつては同法第十七条第二項、十条、第十七条第二項及び第二十二条の規定、 れらの規定のほか、家畜共済にあつては同法第二条(第一号に係る部分に限る。)の規定(こ 五条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一 第十一条、第十七条第一項、第二十条、第二十 第十八条第二項及び第二十二条の規定、任意共 項及び第二項(第二号を除く。)並びに第三十 済にあつては同法第九条、第十条及び第十八条 (平成二十年法律第五十六号) 第四条、第六条、 保険法

第二款 農作物共済

的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、農業共第百三十五条 農作物共済の共済関係は、共済目 物共済に付することを申し込み、組合等がこれ る事由に該当するものを除く。)の全てを農作 させないことを相当とする農林水産省令で定め 目的たる農作物(農作物共済の共済関係を成立 済組合の組合員若しくは第二十条第四項の規定 を承諾することによつて、成立するものとす 又は共済資格者が耕作を行う農作物共済の共済 事業規程等で定めるところにより、当該組合員 第百六十三条第二項を除き、以下この節におい による全国連合会の組合員(第百四十六条及び て「組合員」と総称する。)又は共済資格者が、 (共済関係の成立)

(共済金額)

第百三十六条 農作物共済の共済金額は、共済目 の定めた区分。以下この款において同じ。)ご たときは、その共済目的の種類については、そ 的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種 類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定め とに、次に掲げるいずれかの金額とする。 林水産省令で定める割合を乗じて得た数量 に、単位当たり共済金額を乗じて得た金額 当該共済目的の種類に係る基準収穫量に農

若しく 二 当該共済目的の種類に係る共済限度額を超 資格者ごとに、農林水産省令で定めるところに より組合等が定める数量とし、同号の単位当た 前項第一号の基準収穫量は、組合員又は共 ところにより組合員又は共済資格者が申し出 えない範囲内において農林水産省令で定める

(準用)

資格者が申し出た金額とする。

とする。

に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額

第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額

単位当たり価格に相当する額を限度として農林 り共済金額は、共済目的の種類に係る収穫物の

水産省令で定めるところにより組合員又は共済

第二項の規定)を準用する。

済目的の種類ごとの農作物の生産金額(当該農 者ごとに、過去一定年間において収穫された共

前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格

を基礎として、農林水産省令で定めるところに より組合等が定める金額とする。 のを含む。第百三十八条第二項において同じ。) 作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるも (共済掛金率)

第百三十七条 農作物共済の共済掛金率は、 ごとに定める。 ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階 関係の区分(以下この条において「共済掛金区 目的の種類その他の農林水産省令で定める共 を下回らない範囲内において事業規程等で定め の他危険の程度を区分する要因となる事項に応 分」という。) ごと及び共済事故の発生状況そ 「危険段階」という。)ごとに、基準共済掛金率 じて組合等が定める区分(以下この節にお

かって

うに、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階 平均して得た率が共済掛金標準率に一致するよ て、農林水産大臣が定める。 に、過去一定年間における被害率を基礎とし 前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごと

に改定する。 (共済金) 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般

第百三十八条 組合等は、第百三十六条第一項第 数量を超えた場合に、その超えた部分の数量に による農作物の減収量が農林水産省令で定める については、共済目的の種類ごとに、 一号に掲げる金額を共済金額とする農作物共 共済事故

組合等は、第互三十六条第一頁第二号こ掲げ共済金として支払うものとする。同号の単位当たり共済金額を乗じて得た金額を

組合等は、第百三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済についてる金額を共済金額とする農作物の減収又は品質の低下(これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、その年産の農作物の生産金額が同号の生済限度額に達しないときに、共済事故による農と当該生産金額との差額に、共済金額の共済のと対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

(共済責任期間) (共済重任期間) (共済重任期期期期期期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期間) (共済重任期

第百三十九条 農作物共済の共済責任期間は、

共

第三款 家畜共済める期間とする。

林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定

共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農済目的の種類たる農作物の移植期又は発芽期、

(共済関係の成立)

第百四十条 家畜共済の共済関係は、農林水産省令で定める家畜の区分ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者の飼養する当該区分に係る家畜共済の共済目的たる家畜(牛の胎児を含む。以下同じ。)を一体として死亡廃用共を含む。以下同じ。)を一体として死亡廃用共を含む。以下同じ。)を一体として死亡廃用共を含む。以下同じ。)を一体として死亡廃用共を含む。

種雄牛、種雄馬その他の家畜であつて農林水種雄牛、種雄馬その他の家畜共済の共済関係産省令で定めるものに係る家畜共済の共済関係を表示といるといり、当該組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるといる。 超合等がこれを承諾することを申し込み、 は、前項の規定にかかわらず、家畜ごとに、組 は、前項の規定にかかわらず、家畜ごとを申し込み、 は、前項の規定にかかわらず、家畜であつて農林水

(共済関係の消滅)

共済に付されることとなつた家畜につき既に他いう。)の成立の際、その成立により死亡廃用家畜共済の共済関係(以下「包括共済関係」と第百四十一条 前条第一項の規定により成立する

は、消滅するものとする。 まる時に、既に存する死亡廃用共済の共済関係たに成立する包括共済関係に係る共済責任の始の死亡廃用共済の共済関係が存するときは、新の死亡廃用共済の共済関係が存するときは、新

ふ。 疾病傷害共済については、前項の規定を準用

(共済責任の開始日及び共済掛金期間)

第百四十二条 組合等の翌日から始まる。 
の支払)を受けた日の翌日から始まる。 
では、組合等が組合員等から共済掛金の支払 
(事業規程等で定めるところに従い共済掛金の支払 
は、事業規程等に特別の定めがある場合を除い 
の支払)を受けた日の翌日から始まる。

ことができる。
ま業規程等で別段の定めをするがあるときは、事業規程等で別段の定めをするがあるときは、事業規程等で定める期間)とする。ただし、農林水産省令で定める期間)とすがあるときは、事業規程等で別段の定めをするがあるときは、事業規程等で別段の定めをする。

る時に開始する。 項の規定により家畜共済に係る共済責任の始ま家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第一

(共済金額)

第百四十三条 死亡廃用共済の共済金額は、共済第百四十三条 死亡廃用共済の共済金額は、共済第百四十三条 死亡において農林水産省令で定める超えない範囲内において同じ。)ごとに、共済価額を超えない範囲内において同じ。)ごとに、共済価額をところにより組合員又は共済資格者が申し出た。

済資格者が申し出た金額とする。林水産省令で定めるところにより組合員又は共とに、支払限度額を超えない範囲内において農疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ご

それぞれ組合等が定める金額とする。 として、農林水産省令で定めるところにより、として、農林水産省令で定めるところにより、として、農林水産省令で定めるところにより、として、前項の支払限に係る家畜の価額を基礎として、前項の支払限に係る家畜の価額を基礎として、前項の支払限に係る家畜の価額を基礎として、前項の支払限に係る家畜の価額を基礎として、前項の支払限に係る家畜の共済価額は死亡廃用共済の共済関係

び共済金額を、それぞれ変更するものとする。疾病傷害共済にあつては第二項の支払限度額及疾病傷害共済にあつては第二項の共済価額及び共済金額を、ときは、共済掛金期間の中途においても、農林ときは、共済掛金期間の中途においても、農林ときは、共済掛金期間の中途においても、農林ときは、共済掛金期間の中途においても、農林水産省令で定める事由により包括共済関

共発制系 - 各目りり重頁責任の始 **第百四十四条** きは、新 (共済掛金率)

第百四十四条 死亡廃用共済の共済掛金率は、共第百四十四条 死亡廃用共済の共済掛金率を下回らない範囲内において事業規類については、その定めた区分。以下この条に類については、その定めた区分。以下この条に類については、その定めたときは、その共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、その共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的程等で定める。

計して得た率とする。類ごと及び危険段階ごとに、次に掲げる率を合類ごと及び危険段階ごとに、次に掲げる率を合疾病傷害共済の共済掛金率は、共済目的の種

等で定める率 りで定める率 で定める率 で定める率 で定める率 で定める率

二 診療技術料等(疾病及び傷害による損害の区分ごと及び危険段階ごとに、それぞる損害の区分ごと及び危険段階ごとに、それぞる損害の区分ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあっては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあっては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあっては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にある損害の区分ごと及び危険段階ごとに、充っなが定める率が定める。

臣が定める。 臣が定める。 を構造の医療を基礎として、農林水産大規定する損害の区分ごとに、それぞれ過去一定あつては共済目的の種類ごと及び第二項各号にあいては共済目的の種類ごとに、疾病傷害共済にあいた。

改定する。
前項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に

で定めるところにより、共済事故によつて組合疾病傷害共済に係る共済金は、農林水産省令

を準用する。 る。この場合においては、前項ただし書の規定 員等が被る損害の額として算定された額とす

(共済金の支払とみなされる場合)

第四款 果樹共済

(共済関係の成立)

第百四十七条 果樹共済の共済関係は、収穫共済 にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の 年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の 種類ごと及び共済責任期間ごとに、組合員又は 共済資格者が、事業規程等で定めるところによ り、当該組合員又は共済資格者が現に栽培して いる収穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹 いる収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させ ないことを相当とする農林水産省令で定める事 由に該当するものを除く。)の全てを収穫共済 又は樹体共済に付することを申し込み、組合等 がこれを承諾することによつて、成立するもの とする。

(共済金額)

第百四十八条 収穫共済の共済金額は、収穫共済第百四十八条 収穫共済の共済量的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区で、 の共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済

が申し出た金額で定めるところにより組合員又は共済資格者で定めるところにより組合員又は共済資格者で定めるところにより組合員又は共済資格者収穫量に果実の単位当たり価額を乗じて得た収穫量に果実の単位当たり価額を乗じて得た当該収穫共済の共済目的の種類に係る標準

者が申し出た金額 やで定めるところにより組合員又は共済資格 保度額を超えない範囲内において農林水産省 当該収穫共済の共済目的の種類に係る共済

位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類ごより組合等が定める数量とし、同号の果実の単資格者ごとに、農林水産省令で定めるところに資格者ごとの標準収穫量は、組合員又は共済前項第一号の標準収穫量は、組合員又は共済

基礎として、農林水産大臣が定める金額とす とに、過去一定年間における果実の平均価格を

に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額 第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額

めるものを含む。第百五十条第二項において同 (当該果実に係る収入金額で農林水産省令で定穫共済の共済目的の種類ごとの果実の生産金額 者ごとに、過去一定年間において収穫された収前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格 ころにより組合等が定める金額とする。 じ。)を基礎として、農林水産省令で定めると

種類の細区分」とする。的の種類」とあるのは「収穫共済の共済目的の に」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類の「収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量号及び第二項の規定の適用については、同号中穫共済の共済目的の種類についての第一項第一 額の合計金額」と、同項中「収穫共済の共済目 に係る」と、「得た金額」とあるのは「得た金 細区分ごとの標準収穫量にそれぞれ当該細区分 種類につきその細区分を定めたときは、当該収 農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の

員又は共済資格者が申し出た金額とする。 おいて農林水産省令で定めるところにより組合同じ。) ごとに、共済価額を超えない範囲内に いては、その定めた区分。以下この款において 区分を定めたときは、その共済目的の種類につ につきその種類たる果樹の生育の程度に応じて の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類樹体共済の共済金額は、樹体共済の共済目的

り組合等が定める金額とする。 基礎として、農林水産省令で定めるところによ 共済の共済関係に係る果樹及び支持物の価額を 類ごと及び組合員又は共済資格者ごとに、樹体 前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種

(共済掛金率

済にあつては収穫共済の共済目的の種類その他第百四十九条 果樹共済の共済掛金率は、収穫共 らない範囲内において事業規程等で定める。 険段階ごとに、それぞれ基準共済掛金率を下回 て「樹体共済掛金区分」という。) ごと及び危 令で定める共済関係の区分(以下この条におい 樹体共済の共済目的の種類その他の農林水産省 ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては この条において「収穫共済掛金区分」という。) の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下

ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重 ぞれ組合等が定める。 と及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹 うに、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ご 平均して得た率が共済掛金標準率に一致するよ 体共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階 それ

臣が定める。 年間における被害率を基礎として、農林水産大 は樹体共済掛金区分ごとに、それぞれ過去一定 は収穫共済掛金区分ごとに、樹体共済にあ 前項の共済掛金標準率は、収穫共済にあ つて つて

第二項の共済掛金標準率は、 三年ごとに

に改定する。 (共済金)

第百五十条 組合等は、第百四十八条第一項第一 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済につ 産省令で定める率を乗じて得た金額を共済金と 収量の基準収穫量に対する割合に応じて農林水 める数量を超えた場合に、共済金額に、当該減 済事故による果実の減収量が農林水産省令で定 いては、収穫共済の共済目的の種類ごとに、共 して支払うものとする。

農林水産省令で定めるものに限る。)がある場 限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金 の共済限度額に達しないときに、当該共済限度 合において、その年産の果実の生産金額が同号 よる果実の減収又は品質の低下(これらのうち 収穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故に る金額を共済金額とする収穫共済については、 として支払うものとする。 額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済 組合等は、第百四十八条第一項第二号に掲げ

整を加えて得た数量とする。 量は、第百四十八条第一項第一号の標準収穫量 ころにより算定するものとし、同項の基準収穫 に農林水産省令で定めるところにより一定の調 第一項の減収量は、農林水産省令で定めると

該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて 種類の細区分ごとの果実の減収量にそれぞれ当 の減収量」とあるのは「収穫共済の共済目的の 第一項の規定の適用については、同項中「果実 められた収穫共済の共済目的の種類についての 「合計金額の基準収穫金額 「金額」と、「減収量の基準収穫量」とあるのは 得た金額の合計金額」と、「数量」とあるのは 第百四十八条第五項の規定により細区分が定 (当該細区分ごとの

> 果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計 果実の基準収穫量にそれぞれ当該細区分に係る 金額をいう。)」とする。

済金として支払うものとする。 員等が被る損害の額が農林水産省令で定める金 共済目的の種類ごとに、共済事故によつて組合 の共済価額に対する割合を乗じて得た金額を共 額を超えた場合に、その損害の額に、共済金額 組合等は、樹体共済については、樹体共済の

ところにより、事業規程等で定める方法によつ 礎となつたものにより、農林水産省令で定める 支持物の価額で樹体共済の共済価額の算定の基 て算定するものとする。 前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は

(共済責任期間)

第百五十一条 果樹共済の共済責任期間は、収穫 共済にあつては第一号に掲げる期間、樹体共済 にあつては第二号に掲げる期間とする。 で定める期間 農林水産省令で定める基準に従い事業規程等 共済事故の発生態様その他の事情を考慮して 共済目的の種類たる果樹の花芽の形成期

二 共済目的の種類ごとに事業規程等で定める から一年間 第五款

畑作物共済

第百五十二条 畑作物共済の共済関係は、 作物共済に付することを申し込み、組合等がこめる事由に該当するものを除く。)の全てを畑 る。 れを承諾することによつて、成立するものとす 立させないことを相当とする農林水産省令で定 る農作物又は蚕繭(畑作物共済の共済関係を成 が栽培又は養蚕を行う畑作物共済の共済目的た めるところにより、当該組合員又は共済資格者 的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごと に、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定 (共済関係の成立) 共済目

(共済掛金率)

定めた場合における前項の規定の適用について 又は蚕繭につき共済目的の種類に応じて区分を 事業規程等で畑作物共済の共済目的たる農作物 とする。 は、「次項の規定により定められた区分ごと」 組合等が農林水産省令で定めるところにより 同項中「共済目的の種類ごと」とあるの

(共済金額)

第百五十三条 的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種 畑作物共済の共済金額は、 共済目

> を定めたときは、その共済目的の種類について 類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて区分 じ。) ごとに、次に掲げるいずれかの金額とす は、その定めた区分。以下この款において同

り共済金額を乗じて得た金額 で定める割合を乗じて得た数量に、 繭にあつては、基準収繭量)に農林水産省令 当該共済目的の種類に係る基準収穫量 単位当た (蚕

一 当該共済目的の種類に係る共済限度額を超 ところにより組合員又は共済資格者が申し出 えない範囲内において農林水産省令で定める

定めるところにより組合等が定める数量とし、 る額を限度として農林水産省令で定めるところ 同号の単位当たり共済金額は、共済目的の種類 組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で により組合員又は共済資格者が申し出た金額と に係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当す 前項第一号の基準収穫量及び基準収繭量は、

に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金 第一項第二号の共済限度額は、基準生産金

入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第一番繭の生産金額(当該農作物又は蚕繭に係る収 者ごとに、過去一定年間において収穫され、又前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格 百五十五条第二項において同じ。) を基礎とし は収繭された共済目的の種類ごとの農作物又は が定める金額とする。 て、農林水産省令で定めるところにより組合等

第百五十四条 畑作物共済の共済掛金率は、 程等で定める。 共済掛金率を下回らない範囲内において事業規 分」という。)ごと及び危険段階ごとに、基準関係の区分(以下この条において「共済掛金区 目的の種類その他の農林水産省令で定める共済

うに、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階 平均して得た率が共済掛金標準率に一致するよ ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重 ごとに定める。 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階

て、農林水産大臣が定める に、過去一定年間における被害率を基礎とし 前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごと

に改定する。 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般

... I

第百五十五条 組合等は、第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済の数量に同号の単位当たり共済金額を乗じて得いては、共済目的の種類ごとに、共済事故については、共済目的の種類ごとに、共済事故については、共済目的の種類ごとに、共済事故にある。

組合等は、第百五十三条第一項第二号に掲げたる金額を共済金額とする畑作物又は蚕繭のは限る。)がある場合において、その年産の農作物又は蚕繭の主産金額が同号の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金額と当該生産金額が同号の共済限度額に対する割合を乗じて、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて、当該共済限度額と当該生産金額が同号の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金をとして支払うものとする。第一項の減収量は、第百五十三条第一項第一時を表別では、共済金額を共済金額と当該生産金額とのとする。

(共済責任期間)

期間とする。
期間とする。
期間とする。
単位物共済の共済責任期間は、共済を指令で定める基準に従い事業規程等で定める産省令で定める基準に従い事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事情を考慮して農林水

## 第六款 園芸施設共済

(共済関係の成立)

(共済責任期間)

第百五十八条 園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等から共済掛金の支払(事業規程等で定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、事業規程等で別段の定めをすることができは、事業規程等で別段の定めをすることができる。

(共済金額)

市項の共済価額は、当該園芸施設共済の共済間係に係る特定園芸施設共済の共済関係に係る基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の価額を関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の価額を前項の共済価額は、当該園芸施設共済の共済

(共済掛金率)

第百六十条 園芸施設共済の共済掛金率は、特定 大済関係の区分(以下この条において「共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

ごとに定める。
ごとに定める。
で、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階りに、組合等が共済掛金標準率に一致するよいとの共済金額の合計金額の見込額により加重ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重

て、農林水産大臣が定める。に、過去一定年間における被害率を基礎とし前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごと

に改定する。 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般

第百六十一条 組合等は、園芸施設共済について 第百六十一条 組合等は、場合に、その損害の額に、共済 金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額 金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額 金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

算定するものとする。 第定するものとする。 前項の損害の額は、農林水産省令で定めると

を負うを所負の引引を 第七款 任意共済

(共済金額の最高額の制限)

第百六十二条 農林水産大臣は、必要があると記は、任意共済の共済金額は、当該金額を超えての最高額を定めることができる。この場合には、任意共済の共済金額について、その最高額を定めることができる。

(共済金を交付する事業)

第百六十三条 特定組合は、第九十九条第一項又は第六項の規定により行う共済事業のほか、総会の議決を経て、当該特定組合の区域内に住所を有する農業協同組合又は農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八条第五項から共済掛金の支払を受け、第九十九条第一項又を交付する事業を行うことができる。

業を行うことができる。

業を行うことができる。

業を行うことができる。

業を行うことができる。

業を行うことができる。

業を行うことができる。

業を行うことができる。

な会のと、総会の議決を経て、その組合員たる農業共済組合、その組合員たる共済掛金組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金組合員たる農業共済組合、その組合員たる共済組合員たる農業共済組合、その組合員たる共済組合員たる共済組合員にある。

全国連合会は、第百条第一項から第三項まで 全国連合会は、第百条第一項から第三項まで を経て、特定区域内に住所を有する農業協同組 を受け、第九十八条第五項に規定する損害と同 を受け、第九十八条第五項に規定する損害と同 を受け、第九十八条第五項に規定する農業協同組 を受け、第一、総会の議決

の規定を準用する。

の規定を準用する。

の規定を準用する。

の規定を準用する。

の規定を準用する。

(都道府県連合会の保険事業) 第二節 農業共済責任保険事業

第百六十四条 都道府県連合会は、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第一号及び第二号で負う共済責任を相互に掲げる共済事業によつてその組合員等に対してか、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業によってその組合員たる組合等が第九十七条第一ででその組合員等に対して負う共済事業によってその組合員を

怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて

組合員が第百六十八条の規定による通知を

不実の通知をしたとき

成立させ、又は消滅させなかつたとき。

等とその組合員等との間に共済事業の共済関係第百六十五条 都道府県連合会の組合員たる組合(保険関係の成立)

等とその組合員等との間に共済事業の共済関係が存するときは、政令で定めるところにより、が存するときは、政令で定めるところにより、が存するときは、政令で定めるところにより、のとする。

(保険金額等)

定める。 保険料及び保険金に関し必要な事項は、政令で保険料及び保険金に関し必要な事項は、政令で

(保険金の支払とみなされる場合)

第百六十七条 都道府県連合会の組合員たる組合第百六十七条 都道府県連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保診療その他の行為に要した費用の額の限度において保たときは、当該都道府県連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において、都道府県連合会が険金を当該組合等に支払つたものとみなす。

第百六十八条 都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、定期に、都道の組合員等との間に存する共済関係に関し必要の組合員等との間に存する共済関係に関し、農林

い。 では、都道府県連合会に通知しなければならな 産省令で定めるところにより、遅滞なく、その たときは、都道府県連合会の組合員は、農林水 たときは、都道府県連合会の組合員は、農林水 にときは、都道府県連合会の組合員は、農林水

(損害防止の指導)

指導しなければならない。 二十五条第一項の管理その他損害防止について 第百六十九条 都道府県連合会の組合員は、第百

(免責事由)

込みを遅滞したとき 組合員が正当な理由がないのに保険料の払

六 組合員が前条の規定による指導を怠つたと

百二十六条の規定による指示に従わなかつた 組合員が第百七十二条において準用する第

(審査の申立て) 知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によ 百三十条(第一号を除く。)の規定による通 つて不実の通知をしたとき。 組合員が第百七十二条において準用する第

に関する事項について不服があるときは、都道第百七十一条 都道府県連合会の組合員は、保険 とができる。 府県農業共済保険審査会に審査を申し立てるこ

更新に関しては、これを裁判上の請求とみな 前項の審査の申立ては、時効の完成猶予及び

第百七十二条 法第六条及び第十一条の規定を準用する。 三十一条並びに第百三十二条第三項並びに保険 九条まで、第百三十条(第一号を除く。)、第百 第百二十一条まで、第百二十六条から第百二十 第百十八条第一項及び第二項、第百十九条から 都道府県連合会の保険事業には

第百七十三条 全国連合会は、 (全国連合会の保険事業等) 次に掲げる事業を

行うことができる。

共済責任を相互に保険する事業 る共済事業によつてその組合員に対して負う特定組合が第九十七条第一項第六号に掲げ

協同組合連合会に対して負う共済責任を相互 る事業によつて同項の農業協同組合又は農業一 特定組合が第百六十三条第一項の規定によ に保険する事業

同組合連合会に対して負う共済責任を相互に共済資格者又は農業協同組合若しくは農業協 定による事業によつて同項の農業共済組合、 都道府県連合会が第百六十三条第二項の規

責任を相互に再保険する事業 の組合員たる農業共済組合に対して負う保険 に掲げる共済事業に係る保険事業によつてそ 都道府県連合会が第九十七条第一項第六号

十八条第一項及び第二項、第百十九条、 前条各号に掲げる事業には、第百 第百二

る者は、

保険資格者に該当しないものとする。

及び第十一条の規定を準用する。 十条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十 十八条から第百七十条まで並びに保険法第六条 九条、第百三十条(第一号を除く。)、第百三十 一条第一項、第百三十二条第三項並びに第百六

農業経営収入保険事業

(農業経営収入保険事業)

第百七十五条 全国連合会は、農業経営収入保険 事業を行うことができる。

農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業と

払が見込まれるものに対し、その見込額の範 おいて同じ。)を交付する事業 特約補塡金を含む。次号及び第百八十六条に の特約をした場合にあつては、同項第二号の 被保険者に対し保険金(第百八十二条第一項 前号に掲げる事業の被保険者で保険金の支 被保険者の農業収入の減少について、当該

要な資金を貸し付ける事業 囲内で、当該被保険者の農業経営の安定に必

(保険資格者)

第百七十六条 全国連合会との間に農業経営収入 保険の保険関係を成立させることができる者 は、農業を営む者であつて、次に掲げる要件の いずれかを満たすもの(以下「保険資格者」と いう。) とする。

を講じている者に限る。)であること。 第三十七号に規定する確定申告書を提出する 十六号に規定する青色申告書である同条第三 業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置 項第四十号に規定する青色申告書である同項 農林水産省令で定める期間を通じて所得税 農林水産省令で定める期間を通じて法人税 人(農林水産省令で定める基準に従い、農 (昭和四十年法律第三十三号) 第二条第一 (昭和四十年法律第三十四号) 第二条第三

業であつて農林水産省令で定めるものを利用す 者その他農業収入の減少について補塡を行う事 令で定めるものを除く。)の共済関係の存する から第五号までに掲げる共済事業(農林水産省 て、組合等との間に、第九十七条第一項第一号 前項の規定にかかわらず、保険期間におい 経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講 じている者に限る。)であること。 十一号に規定する確定申告書を提出する法人 (農林水産省令で定める基準に従い、農業の

(保険関係の成立)

第百七十七条 農業経営収入保険の保険関係は、 保険期間ごとに、保険資格者が、農林水産省令 で定めるところにより、当該保険関係の成立に ついて申し込み、全国連合会がこれを承諾する ことによつて、成立するものとする。

り農業経営収入保険の保険関係を解除されたこ 定める正当な理由がある場合を除いては、その とがある者である場合その他の農林水産省令で 条において準用する保険法第三十条の規定によ けたときは、当該申込みをした者が第百八十七 承諾を拒んではならない。 全国連合会は、前項の規定による申込みを受

(保険料の支払)

第百七十八条 被保険者は、全国連合会との間に める支払期限までに、事業規程で定めるところ 保険関係が成立したときは、農林水産省令で定 ならない。 により、保険料を全国連合会に支払わなければ

(保険金額)

第百七十九条 農業経営収入保険の保険金額は、 省令で定めるところにより保険資格者が申し出 保険限度額を超えない範囲内において農林水産

連合会が定める金額とする。 保険期間中に見込まれる農業収入金額を基礎と 産省令で定める期間における農業収入金額及び 産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。前項の保険限度額は、基準収入金額に農林水 して、農林水産省令で定めるところにより全国 前項の基準収入金額は、保険資格者の農林水

算出した金額とする。 金額として農林水産省令で定めるところにより で定めるものを除く。以下同じ。)に係る収入 の農業者が生産したものその他の農林水産省令 び農産物並びに農産物に簡易な加工を施したも という。)は、対象農産物等(農作物、家畜及 のとして農林水産省令で定めるものをいい、他 前項の農業収入金額(以下「農業収入金額

更その他農林水産省令で定める事由がある場合 で定めるところにより、第一項の保険限度額及 は、保険期間の中途においても、農林水産省令 び保険金額を変更するものとする。 被保険者が生産する対象農産物等の種類の変

第百八十条 農業経営収入保険の保険料率は、 (保険料率)

険事故の発生状況その他危険の程度を区分する

事業規程で定める。 要因となる事項に応じて全国連合会が定める区 分(次項において「危険段階」という。)ごと に、基準保険料率を下回らない範囲内において

る被害率を基礎として、農林水産大臣が定め前項の保険料標準率は、過去一定年間におけ 均して得た率が保険料標準率に一致するよう との保険金額の合計金額の見込額により加重平 に、全国連合会が危険段階ごとに定める。 前項の基準保険料率は、その率を危険段階ご

改定する。 第二項の保険料標準率は、 三年ごとに一般に

(保険金)

間中の農業収入金額が第百七十九条第一項の保第四八十一条全国連合会は、被保険者の保険期 限度額に対する割合を乗じて得た金額を保険金 当該農業収入金額との差額に、保険金額の保険 険限度額に達しないときに、当該保険限度額と として支払うものとする。

立する場合には、農林水産省令で定めるところ第百八十二条 農業経営収入保険の保険関係が成 することができる。 により、これと併せて次に掲げる内容の特約を

営に及ぼす影響を緩和するための積立金を全 国連合会に積み立てるものであること。 被保険者が、農業収入の減少がその農業経

二 全国連合会が、被保険者の保険期間中の農 当該被保険者に対し、特約補塡金を支払うも 業収入金額が補塡限度額に達しないときに、 のであること。

三 全国連合会が、保険期間の満了後、第一号 の額を当該被保険者に払い戻すものであるこ の積立金(以下この条において「積立金」と いう。)の額に残余があるときは、その残余

るものとする。 の事項が、農林水産省令で定める基準に適合す 積立金は、その額、その積立ての方法その

合計して得た金額とする。 補塡限度額」という。)は、 第一項第二号の補塡限度額(次項にお 次に掲げる金

第百七十九条第一項の保険限度額

林水産省令で定める割合を乗じて得た金 (次項において「基準補塡金額」という。) 第百七十九条第二項の基準収入金額に、 額

保

のうちいずれか少ない金額を限度とする。 じて得た金額とする。ただし、次に掲げる金額 いて同じ。)の基準補塡金額に対する割合を乗 り被保険者が申し出た金額をいう。第一号にお 内において、農林水産省令で定めるところによ の差額に、補塡対象金額(基準補塡金額の範囲 と当該被保険者の保険期間中の農業収入金額と 「特約補塡金」という。)の金額は、補塡限度額 一項第二号の特約補塡金(次項において

八条の交付金をもつて充てるものとする。 つて充て、その四分の三に相当する金額は第十 ち、その四分の一に相当する金額は積立金をも 前項の場合において、特約補塡金の金額のう 積立金の額に四を乗じて得た金額

部に充てることができる。 額を当該保険期間における積立金の全部又は 項第三号の規定にかかわらず、積立金の残余の において第一項の特約を継続する場合には、同 保険期間の満了日の翌日に開始する保険期間

## 第百八十三条 で定める基準に従い事業規程で定める期間とす 課税期間その他の事情を考慮して農林水産省令 農業経営収入保険の保険期間は

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第百八十四条 被保険者が死亡し、又は合併によ いても、同様とする。 として譲り渡した場合におけるその譲受人につ 入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体 農林水産省令で定める方法により、農業経営収 利義務を承継することができる。被保険者が、 保険の保険関係に関し被保険者の有していた権 は、全国連合会の承諾を受けて、農業経営収入 のに限る。)をした場合には、その包括承継人 保険関係に係る農業経営の全部を承継させるも り解散し、若しくは分割(農業経営収入保険の

諾を拒むことができない。 ことその他の正当な理由がなければ、前項の承 六条第一項各号に掲げる要件を満たしていない 全国連合会は、前項の包括承継人が第百七十

(被保険者の遵守すべき事項)

第百八十五条 全国連合会は、被保険者が、帳簿 べきことその他の被保険者の遵守すべき事項と すべき事由が生じた場合に全国連合会に通知す 関する事項を記入すべきこと、保険金額を変更 を備えて農作業の状況その他のその農業経営に

> いて定めなければならない して農林水産省令で定める事項を事業規程にお

第百八十六条次の場合には、全国連合会は、 険金の全部又は一部につき、 免れることができる。 その支払の責任を

- らなかつたときを除く。)。 知つていたとき、及び過失によつてこれを知 は重大な過失によつてこれを通知せず、又は 不実の通知をしたとき(全国連合会がこれを で定める重要な事実又は事項につき、悪意又 みに係る農業収入金額に関する農林水産省令 した被保険者が、当該申込みの際、当該申込 第百七十七条第一項の規定による申込みを
- 二 被保険者が正当な理由がないのに保険料の 払込みを遅滞したとき
- められる被保険者の遵守すべき事項を遵守し なかつたとき。 被保険者が前条の規定により事業規程で定
- 六 被保険者が次条において準用する第百三十 Ŧi. り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不 条(第一号を除く。)の規定による通知を怠 六条の規定による指示に従わなかつたとき。 五条第一項の規定による義務を怠つたとき。 被保険者が次条において準用する第百二十 被保険者が次条において準用する第百二十
- その他政令で定める事由があるとき

(準用)

第百八十七条 農業経営収入保険には、第百十八 並びに第百三十二条第三項並びに保険法第四三十条(第一号を除く。)、第百三十一条第一項 中「共済目的について通常すべき管理その他損 を準用する。この場合において、第百十八条第 条から第百二十七条まで、第百二十九条、第百 条第一項及び第二項、第百二十条、第百二十五 害防止」とあるのは「通常の農業者の行う農業 とあるのは「事務費」と、第百二十五条第一項 「事務費の負担」と、第百二十条中「賦課金」 と、同条第二項中「賦課金の賦課」とあるのは 第二項 (第二号を除く。)、第三十二条 (第一号 第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び 十条、第二十一条、第二十五条、第二十七条、 条、第六条、第十一条、第十七条第一項、第二 経営に係る努力その他保険事故の発生の防止」 一項中「賦課する」とあるのは「負担させる」 に係る部分に限る。)並びに第九十五条の規定

> 第百二十九条中「損害の防止又は」とあるのは るのは「努力その他保険事故の発生の防止」 と、同条第二項中「管理その他損害防止」とあ るものとするほか、必要な技術的読替えは、 止」とあるのは「保険事故の発生の防止」と、 と、第百二十六条及び第百二十七条中「損害防 令で定める。 「保険事故の発生の防止又は保険事故の」と、 「共済目的のある土地又は工作物」とあるのは

(業務の委託)

- 事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るも第百八十八条 全国連合会は、農業経営収入保険 除く。) その他農林水産省令で定めるものを次 の、資金の貸付けに係るもの(貸付けの決定を に掲げる者に委託することができる。
- 業を行う市町村 農業共済組合、都道府県連合会又は共済事
- 二 農業協同組合又は農業協同組合連合会その 他農林水産省令で定める金融機関
- 委託を受けて同項に規定する業務を行うことが 三 その他農林水産省令で定める法人 できる。 前項第一号に掲げる者は、同項の規定による

第十条の規定その他の法律の規定にかかわら第一項第二号に掲げる者は、農業協同組合法 ず、同項の規定による委託を受けて同項に規定 する業務を行うことができる。

はこれらの職にあつた者は、農業経営収入保険第百八十九条 全国連合会の役員若しくは職員又 事する者又はこれらの者であつた者について準を受けて行う農業経営収入保険に係る業務に従 に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 用する。 (秘密保持義務) 前項の規定は、前条第一項の規定により委託

(連携及び技術的な協力の確保等)

第百九十条 全国連合会は、農業経営収入保険事 四条第一項の交付金を交付する事業その他の農 担い手に対する経営安定のための交付金の交付 合会の行う事業と同種の事業を行う者(農業の業の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連 業収入の減少について補塡を行う事業を行う者 に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第 を含む。)との連携及び技術的な協力の確保に 努めるものとする。

に関して必要があるときは、 全国連合会は、農業経営収入保険事業の実施 国 独立行政法

> 報の提供その他必要な協力を求めることができ 業を行う者その他の関係者に対し、資料又は情 人、地方公共団体及び対象農産物等の販売の事

情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努 保険事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な めるものとする。 行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入

第五章 政府の再保険事業等

第一節 農業共済責任保険事業に係る再 保険事業

(政府の再保険事業)

第百九十一条 政府は、都道府県連合会が第九十 事業に係る保険事業によつてその組合員に対し 七条第一項第一号から第五号までに掲げる共 て負う保険責任を再保険するものとする。 (再保険関係の成立)

第百九十二条 都道府県連合会とその組合員との と当該都道府県連合会との間に、当該保険事業 掲げる共済事業に係る保険事業の保険関係が存 間に第九十七条第一項第一号から第五号までに に係る再保険事業の再保険関係が存するものと するときは、政令で定めるところにより、 政府

(再保険金額等)

第百九十三条 前条の再保険関係に係る再保険金 額、再保険料及び再保険金に関し必要な事 は、政令で定める。 項

(再保険料の分割支払)

第百九十四条 政府は、都道府県連合会が事業規 うべき再保険料を分割して支払わせることがで めるところにより、当該都道府県連合会の支払 を分割して徴収するときは、農林水産省令で定 程で定めるところによりその組合員から保険料

(通知義務)

第百九十五条 都道府県連合会は、農林水産省令 ならない。 る保険関係に関し必要な事項を通知しなけれ 当該都道府県連合会とその組合員との間に存す で定めるところにより、農林水産大臣に対し、

知しなければならない。 定めるところにより、これを農林水産大臣に通 たときは、都道府県連合会は、農林水産省令で 前項の規定により通知した事項に変更を生じ

第百九十六条 都道府県連合会は、保険金の支払 をすべき原因が発生したと認めるときは、 農林

の旨を農林水産大臣に通知しなければならな 水産省令で定めるところにより、遅滞なく、そ

- 第百九十七条 林水産省令で定めるところにより、再保険金の省百九十七条 次に掲げる場合には、政府は、農 全部又は一部につき、その支払の責任を免れる ことができる。
- 一 都道府県連合会が損害額を不当に認定して して保険金を支払つたとき。 都道府県連合会が法令又は事業規程に違反
- 保険料の払込みを遅滞したとき。 保険金を支払つたとき。 都道府県連合会が正当な理由がないのに再
- を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつ て不実の通知をしたとき。 都道府県連合会が前二条の規定による通知
- 第百九十八条 都道府県連合会は、再保険に関す を準用する。 審査会に審査を申し立てることができる。 る事項について不服があるときは、 (審査の申立て) 前項の場合には、 第百七十一条第二項の規定 農漁業保険
- 険法第十一条の規定を準用する。この場合にお 事業には、第百十九条及び第百二十条並びに保 第百九十九条 この節の規定による政府の再保険 いて、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (政府の保険事業) 第二節 農業共済事業に係る保険事業
- 第二百条 政府は、特定組合又は全国連合会(次 第二百一条 条において「特定組合等」という。)が第九十 を保険するものとする。 事業によつてその組合員に対して負う共済責任 七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済 (保険関係の成立) 特定組合等とその組合員との間に第
- 間に、当該共済事業に係る保険事業の保険関係 が存するものとする。 めるところにより、 共済事業の共済関係が存するときは、政令で定 九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる 政府と当該特定組合等との
- 第二百二条 前条の保険関係に係る保険金額、保 険料及び保険金に関し必要な事項は、 (保険金額等) 政令で定
- 第二百三条 (第三号に係る部分に限る。) 及び第百九十四条 政府の保険事業には、第百七十条

場合において、必要な技術的読替えは、政令で から第百九十九条までの規定を準用する。この 定める。

保険事業 第三節 農業経営収入保険事業に係る再

## (政府の再保険事業)

第二百四条 政府は、全国連合会が農業経営収入 再保険するものとする。 保険によつて被保険者に対して負う保険責任を

(再保険関係の成立)

業経営収入保険の保険関係が存するときは、政第二百五条 全国連合会と保険資格者との間に農 再保険関係が存するものとする。 の間に、農業経営収入保険に係る再保険事業の 令で定めるところにより、政府と全国連合会と (再保険金額等)

第二百六条 前条の再保険関係に係る再保険金 は、政令で定める。額、再保険料及び再保険金に関し必要な事項

### (準用)

第二百七条 この節の規定による政府の再保険事 条の規定を準用する。この場合において、 業には、第百二十条、第百七十条(第三号に係 な技術的読替えは、政令で定める。 る部分に限る。)及び第百九十四条から第百九 十八条まで並びに保険法第十一条及び第九十五

### 第六章 監督

第二百八条 行政庁は、農業共済団体又は共済事 う。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処 業に係る業務又は会計に、受託者にあつてはそ 条例を守つているかどうかを知るために必要が 分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する 業を行う市町村(以下「農業共済団体等」とい の委託された業務又はこれに係る会計に限る。 をいう。以下同じ。) からその業務又は会計 より農業共済団体等から業務の委託を受けた者 あるときは、農業共済団体等又は受託者(第百 できる。 以下同じ。)に関し必要な報告を求めることが (共済事業を行う市町村にあつては当該共済事 十四条第一項又は第百八十八条第一項の規定に

### (検査)

第二百九条 行政庁は、農業共済団体等が法令、 るかどうかを知るために必要があるときは、農 しくは共済事業の実施に関する条例を守つてい 法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若

状況につき、毎年一回を常例として検査しなけ行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の 業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況 を検査することができる。

者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする は会計の状況を検査しなければならない。 行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがある を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受託 政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又 の検査を行うべき旨を請求したときは、 ことを理由として当該農業共済団体又は受託者 組合員が、総組合員の二十分の一以上の同意 当該行

限は、犯罪捜査のために認められたものと解し 身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があ てはならない。 つたときは、これを提示しなければならない。 第一項から第三項までの規定による検査の権 前三項の規定による検査をする職員は、その

### 報告を求め、又は前条第一項から第三項までの第二百十条 行政庁は、第二百八条の規定により し、必要な措置をとるべき旨を命ずることがで該受託者に業務を委託した農業共済団体に対 規定により検査を行つた場合において、農業共 すると認めるときは、当該農業共済団体又は当 に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反 済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令 (必要な措置等の命令)

の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ行政庁は、前項の規定によるほか、この法律 務の執行方法の変更その他監督上必要な命令を 効率的に行わせるため特に必要があるときは、 農業共済団体に対し、これらの事業につき、業 することができる。

## (必要な措置等の指示)

第二百十一条 都道府県知事は、第二百八条の規 すると認めるときは、当該市町村又は当該受託の処分又は共済事業の実施に関する条例に違反 おいて、共済事業を行う市町村又は受託者の業 務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁 定により報告を求め、又は第二百九条第一項若 者に業務を委託した共済事業を行う市町村に対 できる。 し、必要な措置をとるべき旨を指示することが しくは第二項の規定により検査を行つた場合に

の法律の規定による共済事業を適正かつ効率的 都道府県知事は、前項の規定によるほか、こ

> の執行方法の変更その他監督上必要な指示をす に行わせるため特に必要があるときは、共済事 ることができる。 業を行う市町村に対し、当該事業につき、業務

## (役員の改選等の命令)

第二百十二条 農業共済団体が第二百十条の規定 員の全部又は一部の改選を命ずることができ 農業共済団体に対し、期間を指定して、その役 による命令に違反したときは、行政庁は、当該 農業共済団体が前項の規定による命令に違反

解任することができる。 したときは、行政庁は、当該命令に係る役員を

体の解散を命ずることができる。 に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団 農業共済団体が第二百十条の規定による命令

(決議等の取消し)

第二百十三条 行政庁は、組合員が総組合員の 若しくは当選を取り消すことができる。 事実があると認めるときは、当該決議又は選挙 は総代の選挙が法令、法令に基づいてする行政の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しく 分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会 の取消しを請求した場合において、その違 から一月以内に当該決議又は選挙若しくは当選 庁の処分又は定款に違反することを理由とし て、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日 反の

農業保険関係業務 第七章 独立行政法人農林漁業信用基金の

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)

- 第二百十四条 資するため、これらの事業に必要な資金の供給 等が行う共済事業及び保険事業の健全な運営に を円滑にすることを目的として、次に掲げる業 (以下「信用基金」という。) は、農業共済団 務を行う。 独立行政法人農林漁業信用基金
- る資金の貸付け る共済金又は保険金の支払に関して必要とす 果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係 農業共済団体等が農作物共済、家畜共済、
- 三 農業共済団体等が農作物共済、家畜共済、 金の貸付けに関して必要とする資金の貸付け る共済金又は保険金の支払に関して金融機関 果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係 金の支払又は第百七十五条第二項第二号の資 に対し負担する債務の保証 全国連合会が農業経営収入保険に係る保険

債務の保証 金の貸付けに関して金融機関に対し負担する 5の支払又は第百七十五条第二項第二号の資全国連合会が農業経営収入保険に係る保険

要な資金に充てるため、農業共済団体等から金信用基金は、前項の規定により行う業務に必 銭の寄託を引き受けることができる。 (業務の委託 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第二百十五条 信用基金は、業務方法書で定める 委託することができる。 連合会その他農林水産省令で定める金融機関に 二号及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第 下「農業保険関係業務」という。)の一部を、 ところにより、前条の規定により行う業務(以

所属する農業共済組合連合会に委託することが 務の保証の業務の一部を当該農業共済団体等のり、農業共済団体等に係る資金の貸付け又は債 信用基金は、業務方法書で定めるところによ

業務を行うことができる。 かわらず、同項の規定による委託を受け、当該 第一項に規定する者は、他の法律の規定にか

委託を受け、当該業務を行うことができる。 (貸付金等の使用) 農業共済組合連合会は、第二項の規定による

第二百十六条 農業共済団体等は、信用基金から 的に使用してはならない 七十五条第二項第二号の資金の貸付け以外の目 険に係る共済金若しくは保険金の支払又は第百 若しくは園芸施設共済若しくは農業経営収入保 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済 という。)又は信用基金の保証に係る借入金を 貸付けを受けた資金(次項において「貸付金」

を請求することができる。 済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置 より、当該農業共済団体等に対し、貸付金の弁 金又は同項の借入金を他の目的に使用したとき農業共済団体等が前項の規定に違反して貸付 信用基金は、業務方法書で定めるところに

第二百十七条 なければならない。 係る経理については、農業保険関係勘定を設け て、その他の業務に係る経理と区分して整理し (区分経理) 信用基金は、農業保険関係業務に

(農業保険関係資金)

第二百十八条 信用基金は、農業保険関係業務に 農業保険関係資金を設け、 政府、 農業

> 額に相当する額をもつてこれに充てなければな 係資金に充てるべきものとして示して出資した 共済組合連合会及び特定組合が当該農業保険関

農業保険関係資金に充てるべきものとして示し て出資する場合に限り、信用基金に出資するこ 農業共済組合連合会及び特定組合は、前項の

れば、その譲渡しを受けることができない。 ては、農業共済組合連合会又は特定組合でなけ第一項の農業保険関係資金に係る持分につい (財務大臣との協議)

第二百十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合 には、 ようとするとき。 第二百十五条第一項の農林水産省令を定め 財務大臣に協議しなければならない。

八号)第十六条第一項の承認をしようとする 林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十 農業保険関係業務に関して独立行政法人農

(独立行政法人農林漁業信用基金法の特例)

第二百二十条 農業保険関係業務についての独立 保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又 び農業保険関係業務」とする。 務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及 第二十三条第一項中「第十五条各号に掲げる業 は農業保険法」と、同法第二十二条第二項及び と、同法第二十条第一項中「又は中小漁業融資 第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは 業務及び農業保険関係業務」と、同法第十六条 げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる 二項及び第二十三条第一項の規定の適用につい 「前条各号に掲げる業務及び農業保険関係業務」 十六条第一項、第二十条第一項、第二十二条第 行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第 ては、同法第五条第六項中「第十五条各号に掲

### 第八章 補則

(損害評価会)

第二百二十一条 組合等及び都道府県連合会に、 損害評価会を置く

する重要事項について調査審議する。 より、共済事故に係る損害の防止及び認定に関 損害評価会は、事業規程等で定めるところに

共済事業を行う市町村の長が選任した委員をも めるところにより当該農業共済団体の理事又は 識経験を有する者のうちから、事業規程等で定 つて組織する 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学

組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定め る。 前三項に規定するもののほか、損害評価会の

(都道府県農業共済保険審査会)

第二百二十二条 をその区域とする都道府県連合会がない場合に 険審査会を置く。ただし、当該都道府県の区域 会を置かないことができる。 は、当該都道府県に都道府県農業共済保険審査 都道府県に都道府県農業共済保

事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応 条第一項の規定によりその権限に属させられた じて次の事項を調査審議する。

都道府県農業共済保険審査会は、第百七十一

事項 農業災害の発生、予防及び防止に関する

共済保険審査会に関し必要な事項は、政令で定 三 その他この法律の運用に関する重要事項 二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額 は保険事業に係るものの適正化に関する事項 のうち都道府県の区域の全部又は一部をその 前二項に規定するもののほか、都道府県農業 区域とする農業共済団体等が行う共済事業又

(農漁業保険審査会)

第二百二十三条 農林水産省に農漁業保険審査会 を置く。

前二項に規定するもののほか、農漁業保険審の権限に属させられた事項を処理する。 業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八年法律第二十八号)第百三十七条第一項及び漁 号)第百四十七条の十三第二項の規定によりそ 場合を含む。)、漁船損害等補償法(昭和二十七 (第二百三条及び第二百七条において準用する 農漁業保険審査会は、第百九十八条第一項

第二百二十四条 この法律の規定中「行政庁」と 県知事)、その他の農業共済団体については農 の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要がある検査に関する事項については、都道府県知事は都道府県知事(第二百九条第一項の規定によ 府県の区域を超える区域をその区域とするもの 場合並びに「法令に基づいてする行政庁の処あるのは、第七十二条及び第七十三条第一項の ると認める場合には、農林水産大臣及び都道府 を除く。)及び共済事業を行う市町村について 林水産大臣とする。 分」とある場合を除いて、農業共済組合(都道

(事務の区分)

|第二百二十五条 この法律 (第百七十一条第一項 及び第二百二十二条第二項を除く。) 受託事務とする。 号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定 より都道府県が処理することとされている事務 は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 の規定に

(農林水産省令への委任)

第二百二十六条 この法律に定めるもののほか、 この法律の実施のための手続その他この法律の 施行に関し必要な事項は、 農林水産省令で定め

第九章 罰則

第二百二十七条 第百八十九条第一項(同条第二 金に処する。 反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰項において準用する場合を含む。)の規定に違

第二百二十八条 第二百八条の規定による報告を み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以 条第一項から第三項までの規定による検査を拒 せず、若しくは虚偽の報告をし、 下の罰金に処する。 又は第二百九

第二百二十九条 者又は代理人、使用人その他の従業者が、その 対しても、同条の刑を科する。 を罰するほか、その農業共済団体又は受託者に 農業共済団体の業務又は受託者の受託した業務 に関して前条の違反行為をしたときは、行為者 農業共済団体又は受託者の代表

第二百三十条 次の場合には、農業共済団体の役 員又は清算人を五十万円以下の過料に処する。 つたとき。 なければならない場合にその認可を受けなか この法律の規定により行政庁の認可を受け

二 農業共済団体が法律の規定により行うこと ができる事業以外の事業を行つたとき。

査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(行政庁)

三 第七条第一項の規定に違反して登記をする ことを怠つたとき。

第四十八条第一項、第四十九条第一項又は 第四十条の規定に違反したとき。

六 第五十二条第一項若しくは第五十三条第一 の規定による閲覧を拒んだとき。 第五十条の規定に違反したとき。 第五十二条第二項若しくは第五十三条第二項 不実の記載をし、又は正当な理由がないのに 書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは 項の規定に違反して書類を備え置かず、その

第四項の規定に違反したとき。 いて準用する場合を含む。)又は第五十七条第四項(第六十一条第四項にお

第六十二条から第六十四条までの規定に違 第五十八条第四項の規定による届出をせ 又は虚偽の届出をしたとき。

の規定を第九十三条及び第九十四条第三項に して合併又は事業譲渡をしたとき。 第六十八条又は第六十九条第二項(これら いて準用する場合を含む。) の規定に違反

を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項 記載若しくは記録をしたとき。 第七十九条又は第八十五条の書類又は電

十二 第八十条第一項の期間内に債権者に弁済 をしたとき。

十三 第八十条第一項又は第八十二条第一項の 規定による公告を怠り、又は不実の公告をし たとき。

十四 第八十二条第一項の規定に違反して破産 手続開始の申立てを怠つたとき。 する場合を含む。)の規定に違反したとき。 第百二十一条(第百七十二条において準

し、又は共済金額を削減したとき。 法令又は定款に違反して剰余金を処分 十六 第二百十条の規定による命令に従わなか

つたとき。

第二百三十一条 第四条第二項の規定に違反した 者は、十万円以下の過料に処する。

### (施行期日)

第一条 この法律は、 (新規開田地等) 公布の日から施行する。

第二条 次の耕地に該当する耕地(以下「新規開 産省令で定めるやむを得ない事由が存するものを水稲の耕作の目的に供することにつき農林水のとする。ただし、行政庁が、その耕地の造成のとする。 作を行う者の水稲の耕作の業務に含まれないもは、米穀の需給事情に鑑み、当分の間、その耕 田地等」という。)において行う水稲の耕作は、 稲の耕作については、この限りでない。 と認めて指定した新規開田地等において行う水 第二十条第一項第一号の規定の適用について

附則

(昭和二三年七月二一日法律第

2

を改正する法律 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部 (昭和四十六年法律第七十九 1 する。

号)の施行の日以後にその造成が完了した

地であつて、その施行の日の前農林水産省令 を改正する法律の施行の際現に耕地である土 れたことのないもの で定める一定年間において水稲の耕作が行わ 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部 4

共済関係を成立させてはならない。 稲については、米穀の需給事情に鑑み、当分の 務とする耕作に係る水稲の全てが新規開田地等 たものを除く。以下この項において同じ。)に 等(前項ただし書の規定により行政庁が指定し 業務とする耕作に係る水稲のうちに新規開田地 作物共済の共済関係が成立することとなる者の において耕作されるものであるときは、当該水 おいて耕作されるものがあり、又はその者の業 第百三十五条の規定により組合等との間に農 その者と当該組合等との間に農作物共済の 6

(家畜の損害防止に係る交付金の交付)

第三条 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的 算の範囲内において、政令で定めるところによ 険事業の収支の安定を図るため、毎会計年度予 法律の規定による共済事業、保険事業及び再保 たる家畜の共済事故による損害を防止し、この おいて準用する場合を含む。) の規定による指 り、農林水産大臣が定める特定の疾病による家 する金額の交付金を交付することができる。 し、当該規定により負担する費用の一部に相当 示をした特定組合及び農業共済組合連合会に対 畜の損害につき第百二十六条(第百七十二条に 1

容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これに 定めるところにより、当該指示に係る処置の内 合及び農業共済組合連合会は、農林水産省令で つき農林水産大臣の承認を得なければならな 前項の交付金の交付を受けようとする特定組

料安定供給特別会計に繰り入れる。 度予算で定めるところにより、一般会計から食 第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年

### この法律は、 八三号) 抄 公布の日から、これを施行す

る。

この法律は、 三七号) 附 則 、昭和二四年五月三一日法律第 抄 昭和二十四年六月一日から施行

1

## 附 則 (昭和二四年六月八日法律第二〇

日から施行する。 十四年八月一日から、その他の規定は、この法律中第百十一条の改正規定は、 公布の

条の規定にかかわらず、当分の間、最高額と最 物共済及び蚕繭共済の共済金額の基準額は、同等百六条の規定により主務大臣が定める農作 る。 低額に代えて一律にその額を定めることができ

5 この法律施行の際現に存する農業共済保険組 この法律施行の際「農業共済組合連合会」と改 められたものとみなす。 合の名称中「農業共済保険組合」とあるのは、

法第六十二条の規定に基き、名称変更の登記を しなければならない。 前項の農業共済組合連合会は、農業災害補償 則 (昭和二四年一二月一五日法律第

二六五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。 九号)抄 附 則 (昭和二五年三月三一日法律第七 4

する。 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行

この法律は、公布の日から施行する。 号 附 則 (昭和二五年四月一日法律第八七

附 号 則 (昭和二五年五月四日法律第一五

この法律は、公布の日から施行する。 この法律は、公布の日から施行する。 0号) 附 則 (昭和二六年三月二九日法律第五

1

(施行期日)

百七条第四項の改正規定は、昭和二十七年度か 第十二条、第十三条の二、第十三条の三及び第 ら適用する。 この法律は、公布の日から施行する。但し、 7

九三号)抄

(昭和二七年六月一四日法律第一

号) は、 を除外する法律(昭和二十四年法律第四十六) 農業災害補償法第十二条第三項の規定の適用 廃止する。

この法律は、公布の日から施行する。 三号) (昭和二八年七月三〇日法律第九

(昭和三〇年七月二九日法律第九

1 この法律は、昭和三十年十月 公布の日から施行する。 ただし、第四十五条の二第一項の改正規定 一日から施行す

## 四 附八号) (昭和三一年六月一二日法律第一 抄

日から施行する。 律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行 この法律は、地方自治法の一部を改正する法 0

## 一九号) (昭和三二年五月二〇日法律第一

2 1 する。 この法律の施行前にした農業災害補償法第百 この法律は、昭和三十三年一月一日から施行

3 なお従前の例による。 八条第一項の請求に係る滞納処分については、 この法律の施行前にした農業災害補償法第百

定によつてした農業共済組合の総会の議決とみ 十一条第一項の議決は、改正後の同項前段の規

適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則

5 ず、四年ごとに一般に改訂するものとする。 当分の間、第百七条第五項の規定にかかわら 共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、 農作物共済に係る通常共済掛金標準率、異常 附則 (昭和三四年三月二〇日法律第二

# 七号)

1 する。 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行

### 四附 1八号) 則 (昭和三四年四月二〇日法律第一

(施行期日)

第百四十七号)の施行の日から施行する。 (公課の先取特権の順位の改正に関する経過措 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律

権の順位については、なお従前の例による。 開始される場合について適用し、この法律の施二号に規定する強制換価手続による配当手続が の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定 ける当該法令の規定に規定する徴収金の先取特 行前に当該配当手続が開始されている場合にお は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金

## 八 附 六 号 則 (昭和三六年一一月四日法律第一

この法律は、 公布の日から施行する

## 六 附 一号) (昭和三七年九月一五日法律第一

- 1 この法律は、 昭和三十七年十月一日 から施行
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に 律の施行前に生じた事項についても適用する。 生じた効力を妨げない。 ただし、この法律による改正前の規定によつて された申請に係る行政庁の不作為その他この法 前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行
- 3 等についても、同様とする。 にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願 前に提起された訴願等につきこの法律の施行後 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行 「訴願等」という。)については、この法律の施 この法律の施行前に提起された訴願、審査の
- 外の法律の適用については、行政不服審査法に よる不服申立てとみなす。 ができることとなる処分に係るものは、同法以 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後
- 不服申立てをすることができない。 ての裁決等については、行政不服審査法による る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、 る期間は、この法律の施行の日から起算する。 不服審査法による不服申立てをすることができ 間が定められていなかつたものについて、行政 ることができるものとされ、かつ、その提起期 この法律による改正前の規定により訴願等をす
- 適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
- に関して必要な経過措置は、政令で定める。 前八項に定めるもののほか、この法律の施行

(昭和三八年六月八日法律第九九

## (施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中目次の改正規定 (第三編第四 正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正 定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改 二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規 章の次に一章を加える部分に限る。)、第一条の

規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改 四月一日から施行する。 二十六条から附則第三十四条までの規定は同年 則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十 に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金 発事業団に関する部分を除く。) 並びに附則第 関する部分を除く。)、附則第二十五条(地方開 三条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に 項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附 則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二 から、その他の改正規定並びに附則第二条、 改正規定」という。) は昭和三十九年一月一日 項並びに附則第八条の規定(以下「予算関係の 条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一 予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補 び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、 地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及 及び附則第三十五条の規定(以下「財務以外の 開発事業団に関する部分に限る。)、附則第二十 から附則第十八条まで、附則第二十四条(地方 改正規定等」という。)は公布の日から、普通 五条(地方開発事業団に関する部分に限る。) 正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条 附

### 0号) 則 抄 (昭和三八年七月三日法律第一二

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年二月一日 及び附則第九条の規定並びに附則第十一条中農 施行する。ただし、第百五十条の二の改正規定 の日から施行する。 業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十 一号)第二十一条を改める部分の規定は、公布 から

関する経過措置) (農作物共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に

第三条 新法第百二十二条から第百二十五条まで の年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十九年以前 ものから適用するものとし、昭和三十八年以前 年産のものから、麦については昭和四十年産の の規定は、水稲及び陸稲については昭和三十九 から第百二十五条までの規定の例によるものと の年産の麦については、なお旧法第百二十二条

経過措置) (農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に関する

第四条 この法律の施行の際現に旧法の規定によ り組合等(新法第十二条第二項の組合等をい

> の組合員等をいう。以下同じ。)との間に存すう。以下同じ。)とその組合員等(同条第一項 等とその組合員等との間に引き続き存するものはそのいずれか一の共済関係として、当該組合 組合員等の営む新法第十五条第一項第一号又は る農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その 作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又 第二号の業務の区分により新法の規定による農 とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定によ り農業共済組合連合会とその組合員との間に存 会とその組合員との間に引き続き存するものと 保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関 する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る による保険関係として、当該農業共済組合連合 によるものとされる旧法第百二十二条)の規定 のにあつては、附則第三条の規定によりその例 係に係る新法(農作物共済の共済関係に係るも (保険事業の保険関係に関する経過措置) 1

第六条 この法律の施行の際現に旧法の規定によ ものとされる旧法第百三十四条の規定による再 関係は、附則第二条の規定によりその例による り政府と農業共済組合連合会との間に存する農 作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る再保険 過措置) (農作物共済等を行なわない組合等に関する経 会との間に引き続き存するものとみなす。 保険関係として、政府と当該農業共済組合連合 (再保険事業の再保険関係に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第八十五条 その共済目的の種類たる農作物の全部又は蚕繭 農作物ごと又は蚕繭ごとに、一の農作物又は蚕 第一項(旧法第八十五条の七において準用する きは、新法第八十五条第二項後段(新法第八十 の全部を共済目的の種類としないこととなると 的の種類としないものとみなす。この場合にお 繭共済において、当該農作物又は蚕繭を共済目 含む。)の規定により、その農作物共済又は蚕 組合等については、新法第八十五条第二項前段 繭につき農作物共済又は蚕繭共済を行なわない 農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類たる 場合を含む。)の命令で定める場合に該当して、 定により農作物共済又は蚕繭共済を行なわない 五条の七において準用する場合を含む。) の規 いて、その農作物共済又は蚕繭共済において、 (新法第八十五条の七において準用する場合を ものとみなす

(共済掛金等に係る権利の時効に関する経過措

第八条 この法律の施行の際現に存する旧法第八 おいて準用する場合を含む。)に規定する権利 十八条(旧法第百三十二条及び第百四十二条に の時効については、なお従前の例による。 附則

## 六号) 抄 (昭和三八年七月九日法律第一二

十九年四月一日)から施行する。 この法律は、商業登記法の施行の日 (昭和三

## 附則 五号) 抄 (昭和四一年七月九日法律第一二

する。 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行 附 則 (昭和四二年六月一二日法律第三

行する。 この法律は、 登録免許税法の施行の日から施

六号)

抄

### 号 附 則 抄 (昭和四五年四月一日法律第一三

(施行期日)

第一条 この法律は、 部改正に伴う経過措置) (外航船舶建造融資利子補給臨時措置法等の 公布の日から施行する。

第四条 第六条、第二十条及び第二十一条の規定 年間は、そのこえる割合により当該計算を行な ただし、施行日において現に改正後の第二号に る納期限に係る延滞金の額の計算について適用 日の前日以後に到来するこれらの規定に規定す 掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款 の額の計算については、なお従前の例による。 による改正後の次に掲げる法律の規定は、 により定められている場合には、施行日から一 し、同日前に到来した当該納期限に係る延滞金 うことを妨げない。 施行

む。) 法第百三十二条において準用する場合を含 農業災害補償法第八十七条の二第七項 (同

### 九号) 則 抄 (昭和四六年五月二八日法律第七

(施行期日)

附

1 び第百二十五条第四項の改正に係る部分並びに 八条から第百十条まで、第百二十三条第二項及 条、第八十四条第一項第二号、 する。ただし、第一条中農業災害補償法第十六 この法律は、昭和四十七年四月一日から施 第百六条、 第百

附則第二項、第三項及び第五項の規定は、 二月一日から施行する。 同年

(農作物共済に係る新農災法の適用に関する経

2 産の麦については、なお改正前の農業災害補償産の水稲及び陸稲並びに昭和四十七年以前の年から適用するものとし、昭和四十六年以前の年 という。) に別表の規定の例による。 項及び第二項、第百九条第一項及び第四項並び 法(以下「旧農災法」という。)第百六条第一 ものから、麦については昭和四十八年産のもの は、水稲及び陸稲については昭和四十七年産の 条第一項、第二項及び第五項並びに別表の規定 改正後の農業災害補償法(以下 第百六条第一項及び第二項、第百九 「新農災法 1 8

(蚕繭共済に係る新農災法の適用に関する経過

5

3 年産の蚕繭から適用するものとし、昭和四十六準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十七 第四項、第百十条及び第百二十三条の規定の例 の七において準用する場合を含む。)、第百六条 第八十四条第一項第二号(旧農災法第八十五条 年以前の年産の蚕繭については、なお旧農災法 第二項(新農災法第百二十五条第四項において 第八十五条の七において準用する場合を含む。) 新農災法第八十四条第一項第二号(新農災法 第百六条第四項、第百十条及び第百二十三条 6

(家畜共済に関する経過措置)

共済掛金率及び共済金については、 に係る家畜共済に関する共済掛金の国庫負担、 後になおその期間が残存している共済掛金期間 この法律の施行前に開始し、この法律の施行 なお従前の

等に関する経過措置) (夏秋蚕繭を共済目的の種類としていない組合

5

合等をいう。以下同じ。)は、新農災法第八十 ていない組合等(新農災法第十二条第二項の組 済において夏秋蚕繭をその共済目的の種類とし 五条の八第二項第一号の規定によりその蚕繭共 項において準用する場合を含む。)又は第八十 七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三 む。)若しくは第七項(旧農災法第八十五条の 法第八十五条の七において準用する場合を含 際現に旧農災法第八十五条第二項前段(旧農災 五条第二項前段 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の (新農災法第八十五条の七にお

び晩秋蚕繭をその共済目的の種類としていない の規定によりその蚕繭共済において初秋蚕繭及 合を含む。)又は第八十五条の八第二項第一号 八第二項第二号及び第三項において準用する場 いて準用する場合を含む。)若しくは第七項 組合等とみなす。 (新農災法第八十五条の七並びに第八十五条の

(罰則に関する経過措置)

適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

## 号 (昭和四七年六月一六日法律第七

2

する。 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行

(施行期日)

災害補償法第百二十条の九第二号に掲げる期間 済責任期間とする樹体共済の共済関係について に係る共済目的の種類についての改正後の農業 づく樹体保険に付されている果樹は、当該果樹 れないものとする。 は、同法第八十四条第一項第五号の果樹に含ま で、その保険期間の満了前に開始するものを共 果樹保険臨時措置法の失効の際現に同法に基

掛金標準率並びに同条第九項の樹体通常共済掛 項の収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済 第十一項の規定にかかわらず、それぞれ昭和五 及び当該改定の次に行なう一般の改定は、同条 金標準率及び樹体異常共済掛金標準率の昭和四 十年及び昭和五十二年において行なうものとす 十八年における設定後最初に行なう一般の改定 (収穫通常共済掛金標準率等の改定の特例) 改正後の農業災害補償法第百二十条の七第四

### 〇 号 ) 附 則 (昭和五一年五月二五日法律第三

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十二年二月一日から施行 一 附則第三項の規定 公布の日ぞれ当該各号に掲げる日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 の改正規定並びに附則第四項の規定 百三十六条第二項並びに第百三十七条第二号 条、第百三十四条、第百三十五条第二号、第 十四条第一項第二号、第百六条第三項及び第 第一条中農業災害補償法(以下「農災法」 項、第百八条、第百九条第三項、第百十 いう。)第十二条第三項及び第四項、第八 昭和五 それ

> 頁、付則第七項及び附則第八項の規定 昭和第三号の改正規定、第二条並びに附則第五年を書きます。 五十二年四月一日 第百十六条、第百二十三条(第一項第一号に 第百十二条、第百十四条、第百十四条の二、 項、附則第七項及び附則第八項の規定 係る部分を除く。)及び第百二十五条第一項 十一条、第百十一条の六、第百十一条の八、 第八十四条第一項第三号、第九十九条、第百 第一条中農災法第十三条の二、第十五条、

過措置) (農作物共済に係る新農災法の適用に関する経

年産の水稲及び陸稲並びに昭和五十二年以前ののから適用するものとし、昭和五十一年以前の 条の二第一項、第八十五条第四項(新農災法第 という。)第十二条第一項及び第二項、第十四 五条第四項(旧農災法第八十五条の七において 償法(以下「旧農災法」という。)第十二条第 年産の麦については、なお改正前の農業災害補 定は、水稲及び陸稲については昭和五十二年産 号、第百五十条の四並びに第百五十条の五の規 号、第百三十六条第一項、第百三十七条第一百二十五条第一項第一号、第百三十五条第一 第八十六条第二項、第百六条第二項から第五項 八十五条の七において準用する場合を含む。)、 百六条第二項、第百七条(第四項を除く。)、第 準用する場合を含む。)、第八十六条第二項、第 のものから、麦については昭和五十三年産のも まで、第百七条(第四項を除く。)、第百九条第 十三条第一項第一号、第百二十四条第一項、第 一項及び第二項、第十四条の二第一項、第八十 項及び第三項、第百二十二条第一項、第百二 改正後の農業災害補償法(以下「新農災法

3

(蚕繭共済に係る新農災法の適用に関する経過

十一年十二月一日

4

三条第一項第一号、第百二十四条第一項、第百 百九条第一項、第百二十二条第一項、第百二十 の規定の例による。 第百三十六条第一項並びに第百三十七条第一号 (農作物通常共済掛金基準率等の改定の特例) 一十五条第一項第一号、第百三十五条第一号、

る一般の改定は、昭和五十二年において行うも の次に行う一般の改定は、昭和五十四年におい のとし、これらの率の同年における一般の改定 作物異常共済掛金基準率の昭和五十一年におけ 同条第一項の農作物通常共済掛金基準率及び農 て行うものとする。 農災法第百七条第四項の規定にかかわらず、

九条第四項、第百十条第二号、第百三十四条第 及び第七項、第百八条(第五項を除く。)、第百 おいて準用する場合を含む。)、第百六条第六項 四条第一項第二号(新農災法第八十五条の七に 項並びに第百三十七条第二号の規定は、昭和五 十二年産の蚕繭から適用するものとし、昭和五 一項、第百三十五条第二号、第百三十六条第二 新農災法第十二条第三項及び第四項、第八十 -一年以前の年産の蚕繭については、なお旧農

災法第十二条第三項及び第四項、第八十四条第

5 四項、 金の国庫負担、保険金額及び保険金について る共済掛金期間に係る家畜共済に関する共済掛 始し、その施行後になおその期間が残存してい 第百三十五条第二号、第百三十六条第二項 三項、第百十条第二号、第百三十四条第二項、 準用する場合を含む。)、第百六条第三項及び第 は、なお従前の例による。 に第百三十七条第二号の規定の例による。 (果樹共済に係る新農災法の適用に関する経過 (家畜共済に関する経過措置) 一項第二号(旧農災法第八十五条の七において 附則第一項第三号に掲げる規定の施行前に開 第百八条(第五項を除く。)、第百九条第

8 よる。 適用については、なお従前の例による。 お旧農災法第百二十条の七第一項の規定の例に の開始する収穫共済に係る果樹については、な から適用するものとし、同日前に共済責任期間 の七第一項の規定は、この法律の施行の日以後 (罰則に関する経過措置) に共済責任期間の開始する収穫共済に係る果樹 この法律の施行前にした行為に対する罰則 新農災法第百二十条の三の二及び第百二十条 五号) (昭和五一年六月一一日法律第六

5 (施行期日等) この法律は、 五号) 附 則 抄 (昭和五三年五月二三日法律第五 公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

険審査会、漁船再保険審査会又は漁業共済保険 の規定により、森林保険審査会、農業共済再保 漁業災害補償法又はこれらの法律に基づく命令 法、農業災害補償法、漁船損害補償法若しくは 審査会がした審査の請求の受理、 この法律の施行前に、改正前の森林国営保険 審査の決定そ

の手続とみなす。の手続とみなす。の手続とみなす。との世の手続は、改正後の農林漁業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続は、改正後の農林省設置法若しくはの他の手続は、改正後の農林省設置法若しくはの

# 七号) 抄附 則 (昭和五三年五月二五日法律第五

(施行期日)

(畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措 2する。 2

置法(昭和四十八年法律第七十九号。以下「臨畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置治の房川)

(臨時措置法の経二の終乱に至って)に、(臨時措置法の廃止に伴う経過措置)時措置法」という。)は、廃止する。

は、 は、 は、 なお従前の例による。 のいては、なお従前の例による。 のいては、なお従前の例による。 のいでは、なお従前の例による。 のいでは、なお従前の例による。 のいでは、なお従前の例による。 のいでは、なお従前の例による。

4 臨時措置法の廃止の際現に存する昭和五十四年産の農作物に係る臨時措置法の規定による畑作物共済の共済関係、保険関係及び再保険関係が成立したものとみなして、新農災法の規定を適成立したものとみなして、新農災法の規定による畑作物共済の共済関係、保険関係及び再保険関係が成立したものとみなして、新農災法の規定による畑市する。この場合において、これらの契約は、その成立の時にさかのぼつて消滅するものとする。

で定める。
前項の規定の施行に関し必要な事項は、政令

新農災法第百二十条の十五第二項の畑作物一(畑作物一次共済掛金標準率等の改定の特例)て定める。

(罰則に関する経過措置)

適用については、なお従前の例による。 - この法律の施行前にした行為に対する罰則の

# 1.17) 附 则 《昭和五五年四月三〇日法律第三

(施行期日)

(家畜共済に関する経過措置)

ついては、なお従前の例による。に係る家畜共済に関する共済掛金の国庫負担にに係る家畜共済に関する共済掛金期間後になおその期間が残存している共済掛金期間この法律の施行前に開始し、この法律の施行

(果樹共済に関する経過措置)

3 共済に係る果樹については、なお改正前の第十のとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹 四号、第百三十六条第四項並びに第百三十七条 号、第百二十四条第二項、第百二十五条第一項 第三項、第百二十条の二第一項、第百二十条の 三条の三、第八十五条第十一項(第八十五条の 第四号、第百三十四条第三項、第百三十五条第 第百二十条の八まで、第百二十三条第一項第三 三の二、第百二十条の四、第百二十条の六から 七において準用する場合を含む。)、第九十九条 の開始する果樹共済に係る果樹から適用するも 定は、この法律の施行の日以後に共済責任期間 第四号の規定の例による。 から第六項まで並びに第百三十七条第四号の規 百二十五条第一項第二号、第百三十四条第三 十三条第一項第二号、第百二十四条第四項、第 百二十条の六から第百二十条の八まで、第百二 (第八十五条の七において準用する場合を含む )、第九十九条第三項、第百二十条の二第一 改正後の第十三条の三、第八十五条第十一項 第百三十五条第四号、第百三十六条第四項 第百二十条の三の二、第百二十条の四、第

(蚕繭共済に関する経過措置)

\* 改正後の第八十四条第一項第二号(第八十五条の七において準用する場合第五項の規定は、昭和五十五年以前の年産の蚕繭については、なお改正前の第八十四条第一項第五項の規定は、昭和五十五年以前の年産の蚕繭については、なお改正前の第八十四条第一項用するものとし、昭和五十六年産の蚕繭から適第五項の規定は、昭和五十六年産の蚕繭から適第五項の規定は、昭和五十六年産の蚕繭から適第五項の規定は、昭和五十六年産の環内といい、第百六条の七において準用する場合を含む。)、第百六条の七において準用する場合を含む。)、第百六条第六項及び第七項を対して

かわらず、昭和五十八年において行うものとすに行う一般の改定は、同条第十二項の規定にか金標準率の昭和五十六年における設定の後最初済掛金標準率及び同条第八項の樹体一次共済掛イッ共済掛金標準率等の改定の特例)

## **、号)** 1.則 (昭和五八年一二月二日法律第七

担こ この法律の施行の日の前日において法律の規矩行 年七月一日から施行する。 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九

2 この法律の施行の日の前日において法律の施定により置かれている機関等で、この法律の施行の目の規定に基づく政令(以下る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定に基づく政令(以下に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

# 七号) 抄 明 (昭和六〇年五月一八日法律第三

(施行期日等)

1

号) 明 (昭和六〇年六月七日法律第五〇附 則 (昭和六〇年六月七日法律第五〇この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行

別表の改正規定(第三号に係る部分に限

第百二十条の十五に一項を加える改正規定定、第百八条に一項を加える改正規定並びに二 第十二条第三項及び第十三条の四の改正規合。) 昭和六十年八月一日

(農作物共済に関する経過措置)
(農作物共済に関する経過措置)
(農作物共済に関する経過措置)
(農作物共済に関する経過措置)
(農作物共済に関する経過措置)
(農作物共済に関する経過措置)
(農作物共済に関する経過措置)

めた共済掛金率は、改正後の第百七条第三項の県知事の認可及び同項の規定により組合等が定2 改正前の第百七条第三項の規定による都道府

(の規定にか) 三号、第二項及び第三項、第八十五条の七、第定の後最初 3 改正後の第十三条の二、第八十四条第一項第二一次共済掛 (家畜共済に関する経過措置) 収穫一次共 により組合等が定めた共済掛金率とみなす。の特例) 規定による都道府県知事の認可及び同項の規定

 改正後の第八十四条第一項第七号及び第四 改正後の第八十四条第一項第七号及び第四 大正後の第八十四条第一項第三項及び第四項、第百十四条第三項が近にのいては、この法律の施行の日 三十六条第三項の規定は、この法律の施行の日 三十六条第三項の規定は、この法律の施行の日 三十六条第三項及び第四項、第百十五条、第百十六条第一 項及び第四項、第百十五条、第百十六条第一 河及び第三項、第八十五条の七、第 三号、第二項及び第三項、第八十四条第一項の 河及び第三項、第八十四条第一項第 三号、第二項及び第三項、第八十四条第一項第 一項及び第三項、第八十四条第一項第

# **)** 別 (平成元年一二月二二日法律第九

一号)抄

(施行期日)

# (施行期日) (平成五年五月六日法律第三五号)

号に定める日から施行する。 る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 ・ この法律は、平成五年八月一日から施行す

及び第七項の規定、平成五年十一月一日条第四項の改正規定並びに附則第六項第二号の十六、第百二十三条第二項及び第百二十五の十六、第百二十三条第二項及び第百二十条第一項第一号、第百二十条の四、第八十四条第一項第六号、

条第一項の改正規定(第一号に係る部分を除条第一項の改正規定(第二十条の六の改正規定、第百二十条の十人及び第百二十条の十まで、第百二十条の十人及び第百二十条の十まで、第百二十条の正規定、第二項を加える部分を除く。)、第百二十条の正規定、第百二十二条の改正規定、第百二十条の改正規定、第百二十条の正列で、果樹共済資格者」及び「、果樹共済」を削り、間が、第百二十条の一項を加える部分を除く。)、第百二十条の三の第百二十条の三、第八十四条第一項第四号、第百二項の改正規定(第一号に係る部分を除る。

第百三十七条第四号及び第百五十条の六から 規定、第百二十五条第一項の改正規定(第1 八項の規定 平成六年二月一日 第百五十条の八までの改正規定並びに附則第 部分に限る。) 並びに第百三十五条第四号、 号に係る部分及び第三号の次に二号を加える く。)、第百二十四条第二項及び第四項の改正 5

三 第八十四条第一項第七号及び第四項第二号 の改正規定並びに附則第九項の規定 平成六

農作物共済に関する経過措置)

当該農作物については、なお従前の例による。 から適用するものとし、平成五年以前の年産の 四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物 項の規定は、平成六年産の水稲、麦及び第八十 号、第百五十条の四並びに第百五十条の五第一 十六条第一項及び第二項、第百三十七条第一 三十四条第一項、第百三十五条第一号、第百三 四条第一項、第百二十五条第一項第一号、第百 第一項、第百二十三条第一項第一号、第百二十 第百九条第一項から第三項まで、第百二十二条 第一項から第四項まで及び第六項、第百七条、 四条の二第二項、第百四条の四第二項及び第四 九条第三項、第百四条第五項及び第九項、第百 第八十五条第四項、第九十三条第一項、第九十 第一項及び第二項、 第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条 条第一項から第三項まで及び第五項、第十三条 業災害補償法(以下「新法」という。)第十二 (蚕繭共済に関する経過措置) 農作物共済に係るこの法律による改正後の農 第百四条の六第一項及び第二項、第百六条 第八十四条第一項第一号、 7 8 6

適用するものとし、平成五年以前の年産の蚕繭 十六条第三項の規定は、平成六年産の蚕繭から 及び第六項、第百二十二条第二項並びに第百三 百四条の六第一項及び第二項、第百八条第四項 二第二項、第百四条の四第二項及び第四項、第一項、第百四条第五項及び第九項、第百四条の 蚕繭共済に係る新法第十二条第四項及び第五 第十三条第一項、第十五条第一項及び第二 第十六条第一項及び第二項、第九十三条第 なお従前の例による。

(果樹共済に関する経過措置)

4 三十四条第三項並びに第百三十六条第五項の規 果樹共済に係る新法第十五条第一項及び第二 .百二十条の三、第百二十条の六第二項、第百 第八十五条第十一項、第九十三条第二項、 9

る果樹から適用するものとし、同日前に共済責 日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係 は、なお従前の例による 定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の 任期間の開始する果樹共済に係る果樹について

(畑作物共済に関する経過措置)

二項、第九十三条第二項、第百二十条の十三並 規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行 る畑作物共済に係る当該農作物については、な するものとし、同日前に共済責任期間の開始す の日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済 びに第百二十条の十四第二項から第六項までの お従前の例による。 に係る農作物(さとうきびを除く。)から適用 畑作物共済に係る新法第十五条第一項及び第 3

用するものとし、平成六年以前の年産のものに さとうきびについては平成七年産のものから適 ついては、なお従前の例による。 畑作物共済に係る次に掲げる新法の規定は、

二 新法第十三条の四、第百二十三条第二項及 び第百二十五条第四項の規定 条第二項並びに第百二十条の十三の規定 新法第十五条第一項及び第二項、第九十三

(園芸施設共済に関する経過措置)

及び第百二十五条第四項の規定は、附則第一項- 園芸施設共済に係る新法第百二十三条第二項 条第八項の樹体通常共済掛金標準率及び樹体異 金標準率及び収穫異常共済掛金標準率並びに同 期間の開始する園芸施設共済について適用し、 第三号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任 だし書又は第六項ただし書の規定の適用につい うものとする。この場合における同条第一項た 常共済掛金標準率の平成六年における設定の後 については、なお従前の例による。 同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済 五年法律第三十五号)附則第八項」とする。 「農業災害補償法の一部を改正する法律(平成 ては、これらの規定中「第十項」とあるのは、 最初に行う一般の改定及び当該改定の次に行う (収穫通常共済掛金標準率等の改定の特例) ず、それぞれ平成八年及び平成十年において行 一般の改定は、同条第十項の規定にかかわら 新法第百二十条の七第四項の収穫通常共済掛

新法第百二十条の二十三第一項第一号の共済

(園芸施設共済の共済掛金標準率甲等の改定の

掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率

平成九年において行うものとする。 乙の平成七年における一般の改定の次に行う一 般の改定は、同条第四項の規定にかかわらず、

## 則 (平成九年六月六日法律第七二号)

(平成九年法律第七十一号)の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律 行する。 (経過措置)

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係 る合併に関しては、この法律の施行後も、 従前の例による。 なお

(罰則の適用に関する経過措置)

適用については、なお従前の例による。 るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の により従前の例によることとされる場合におけ この法律の施行前にした行為及び前項の規定

九号) 則 抄 (平成一一年六月一一日法律第六

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

及び附則第三条から第十条までの規定 公布を加える改正規定、第二条並びに次条第一項 だし書の改正規定、第五章の二の次に一章を第一条中農業災害補償法第百六条第一項た 加える改正規定及び第百四十七条の次に一条

第二条 農作物共済に係る改正後の農業災害補償 ついては、なお従前の例による。 われた同項に規定する農業共済組合の合併等に 共済組合の合併等について適用し、同日前に行 の施行の日以後に行われる同項に規定する農業 項ただし書の規定は、前条第一号に掲げる規定 (農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置) (以下「新農災法」という。) 第百六条第一

3 2 農作物共済に係る新農災法第百五十条の三の 三号、第百十一条の八第一項、 今で指定する食糧農作物並びに平成十二年以前水稲及び新農災法第八十四条第一項第一号の政ら適用するものとし、平成十一年以前の年産のものから、麦については平成十三年産のものか指定する食糧農作物については平成十二年産の指定する食糧農作物については平成十二年産の 及び新農災法第八十四条第一項第一号の政令で二から第百五十条の三の六までの規定は、水稲 家畜共済に係る新農災法第八十四条第一項第 年産の麦については、なお従前の例による。 第百十四条の二 5

金期間の開始する家畜共済について適用し、施の日(以下「施行日」という。)以後に共済掛 第五項、第百二十三条第一項第二号及び第百二 十五条第一項第三号の規定は、この法律の施 行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済につ

いては、なお従前の例による。

三年産の蚕繭から適用するものとし、平成十二 二から第百二十条の十八までの規定は、平成十 第九十九条第一項第八号並びに第百二十条の十 第八十四条第一項第六号、第九十三条第二項、 による。 年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例 十五条第一項第五号及び第八号並びに第二項、 畑作物共済に係る新農災法第十三条の四、

5 の例による 共済について適用し、施行日前に共済責任期間 施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設 百三十五条第六号、第百三十六条第七項から第 項第四号及び第四項、第百三十四条第四項、第 の開始する園芸施設共済については、なお従前 九項まで並びに第百三十七条第六号の規定は、 十三、第百二十四条第五項、第百二十五条第一 園芸施設共済に係る新農災法第百二十条の二

(農業共済基金からの権利義務の承継等)

第三条 農業共済基金は、附則第一条第一号に掲 申し出ることができる。 林漁業信用基金に対し、農林漁業信用基金にお る日までの間において、総会の議決を経て、農 げる規定の施行の日から起算して一年を経過す いてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を

2 う。) 第三十条第二項の規定を準用する。 律第二百二号。以下「旧農業共済基金法」と よる廃止前の農業共済基金法(昭和二十七年法 前項の議決については、附則第六条の規定に

について認可を申請しなければならない。 共済基金の一切の権利及び義務を承継すること び大蔵大臣に、農林漁業信用基金において農業 出があったときは、遅滞なく、農林水産大臣及 前項の認可があったときは、農業共済基金 農林漁業信用基金は、第一項の規定による申

3

による残余財産の分配は、行わない。 ては、 金は、その時において解散するものとする。 業信用基金に承継されるものとし、農業共済基 一切の権利及び義務は、その時において農林漁 前項の規定による農業共済基金の解散につい 旧農業共済基金法第五十条第一項の規定

7 6 場合には、農業共済基金の解散の日の前日を含 類」という。)については、なお従前の例によ 金処理案(以下この条において「決算関係書 対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失 む事業年度に係る業務報告書、財産目録、貸借 場合には、農業共済基金の解散の日の前日を含 む事業年度は、その日に終わるものとする。 第四項の規定により農業共済基金が解散する 第四項の規定により農業共済基金が解散する

しなければならない。 れに決算関係書類に関する監事の意見書を添付 関係書類を農林水産大臣に提出するときは、こ るものとする。 農林漁業信用基金は、前項の規定により決算

決に代えて、当該事業年度の終了後三月以内決算関係書類につき、農業共済基金の総会の議 る。この場合において、農林漁業信用基金は、

農林水産大臣に提出して、その認可を受け

15

しようとする場合には、大蔵大臣に協議しなけ 農林水産大臣は、第七項の規定による認可を

ときは、当該認可に係る決算関係書類を農業共 に送付しなければならない。 済基金の解散の時においてその会員であった者 農林漁業信用基金は、第七項の認可を受けた

項の認可を受けることなく、その額により、資 業信用基金は、農林漁業信用基金法第四条第二 額は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該 及び農業共済組合連合会の出資金に相当する金 本金を増加するものとする。 されたものとする。この場合において、農林漁 償関係資金に充てるべきものとして示して出資 農災法第百四十二条の十三第一項の農業災害補 農業共済組合連合会から農林漁業信用基金に新 の承継の際における農業共済基金に対する政府 共済基金の権利及び義務を承継したときは、そ 第四項の規定により農林漁業信用基金が農業 3 2 日から起算して一年を経過した時に現に存する

の払戻しを請求することができる。 義務の承継の日から一月以内に限り、 信用基金に対し、第四項の規定による権利及び いては、当該農業共済組合連合会は、農林漁業 漁業信用基金に出資したものとされた金額につ 前項の規定により農業共済組合連合会が農林 当該持分 3

額に相当する金額により払戻しをしなければな があったときは、農林漁業信用基金法第五条第 農林漁業信用基金は、前項の規定による請求 項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資

らない。この場合において、農林漁業信用基金 は、その払戻しをした金額により資本金を減少 するものとする。

14 漁業信用基金法第三十九条第一項の準備金とし 立てられている金額は、新農災法第百四十二条 金法第三十九条第一項の特別積立金として積み 条第一項の損失てん補準備金及び旧農業共済基 共済基金の権利及び義務を承継したときは、そ の十二の農業災害補償関係勘定において、農林 の承継の際における旧農業共済基金法第三十八 て整理しなければならない。 第四項の規定により農林漁業信用基金が農業 6

める。 場合における解散の登記については、 第四項の規定により農業共済基金が解散した 政令で定

(権利義務の承継に伴う経過措置)

第四条 を含む事業年度に係る新農災法第百四十二条の 償関係業務の開始後遅滞なく」とする。 第百四十二条の九第一項に規定する農業災害補 度の開始前に」とあるのは、「農業災害補償法 農林漁業信用基金法第三十三条中「当該事業年 九第一項に規定する農業災害補償関係業務に関 金が農業共済基金の権利及び義務を承継する日 する予算、事業計画及び資金計画については、 前条第四項の規定により農林漁業信用基

記については、登録免許税を課さない。 権利を承継する場合における当該承継に伴う登 前条第四項の規定により農林漁業信用基金が 前条第四項の規定により農林漁業信用基金が

ことができない。 動産の取得に対しては、不動産取得税を課する 権利を承継する場合における当該承継に係る不

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の (農業共済基金の解散)

2 農業共済基金が解散したときは、理事が、農業共済基金は、その時に解散する。 選任したときは、この限りでない。 の清算人となる。ただし、総会において他人を そ

らない。 表を作り、財産処分の方法を定め、これを農林 の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照 水産大臣に提出してその承認を求めなければな 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済基金

4 提出してその承認を求めなければならない なく決算報告書を作り、これを農林水産大臣に清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞

5 る承認をしようとする場合には、大蔵大臣に協 農林水産大臣は、第三項及び前項の規定によ

法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六のは、「農業災害補償法及び農林漁業信用基金 並びに第百三十八条の規定を準用する。この場 二項及び第三項、第百三十六条、第百三十七条 三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年 とする。 合において、民法第七十五条中「前条」とある 条、第三十七条ノニ、第百三十五条ノニ十五第 法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六 十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十 治二十九年法律第八十九号)第七十三条、第七 十九号)附則第五条第二項」と読み替えるもの 農業共済基金の解散及び清算には、民法(明

7 の定めをしたときは、その定めるところによ 財産は、国庫に帰属する。ただし、政令で別段 る分配の結果なお残余財産があるときは、その 旧農業共済基金法第五十条第一項の規定によ

(農業共済基金法の廃止)

第六条 農業共済基金法は、 (罰則に関する経過措置) 廃止する。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

七号) 則 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 当

項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 定条 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 節名並びに二款及び款名を加える改正規

> 百二条の規定条、第百六十三 第百六十三条、第百六十四条並びに第二 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 の法律に規定するもののほか、この法律の施行 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる の行為又は申請等の行為とみなす。 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 除き、この法律の施行の日以後における改正後 む。)の経過措置に関する規定に定めるものを 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも この法律の施行の日においてこれらの行為に係 されている許可等の申請その他の行為(以下こ の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 附則第百六十三条において同じ。)の施行前に 規定については、当該各規定。以下この条及び のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 の条において「申請等の行為」という。)で、 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行 のそれぞれの法律の適用については、改正後の

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法 それぞれの法律の規定を適用する。 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその 報告、届出、提出その他の手続をしなければな の規定により国又は地方公共団体の機関に対し ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の 手

第百六十一条 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 (不服申立てに関する経過措置) 施行日前にされた国等の事務に係

第下この条において「上級行政庁」という。)が 第下この条において「上級行政庁」という。)が 第下この条において「上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 であった行政庁と前に当該処分庁の上級行政庁 であった行政庁とうる。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる事務は、新地方自治法第二条第ることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすれ項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

る。 する罰則の適用については、なお従前の例によする罰則の適用については、なお従前の例によ

「てこれが、この計判に見ないので、その他の経過措置の政令への委任)

(検討) 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 第二百五十条 新地方自治法の表別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについび新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

# 〇二号) 抄附 則 (平成一一年七月一六日法律第一

(施行期日)

ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措第三十条 第二条から前条までに規定するものの(別に定める経過措置)

## 一六〇号) 抄 別 (平成一一年一二月二二日法律第、別に法律で定める。

(施行期日)

ー 等し言して五条(核系斗物質、核紫斗物質 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)

第千三百四十四条の規定 公布の日 大四条第二項、第千三百二十六条第二項及び十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正をが原子炉の規制に関する法律の一部を改正をが開入が開入。

## 一二六号) 抄附 則 (平成一二年一一月二七日法律第

(施行期日)

(罰則に関する経過措置)

則の適用については、なお従前の例による。第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

四号) 抄 別(平成一三年六月二九日法律第九

**第一条** この法律は、平成十四年一月一日から施(施行期日)

四号) 抄附 則 (平成一四年六月一九日法律第七9名。

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年十月一日から施

二八号) 抄附 則 (平成一四年一二月四日法律第一

(施行期日)

十月一日から施行する。 
十月一日から施行する。 
大する。ただし、附則第五条から第十二条まで 
及び第十四条から第十九条までの規定は、同年 
なび第十四条の法律は、平成十五年四月一日から施

(処分、手続等に関する経過措置)

農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農則第六条から第九条までの規定による改正前の2

行日までに、

農業共済組合及び農業共済組合連合会は、

総会の議決を経て、

新法第三十条

施

とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とみなす。 とのは、単一によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条から第一段による改正後の農業信用保証保 、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若 しくは漁業災害補償法との他の による改正後の農業信用保証保 、中小漁業融資保証法、農業災害補償法者 しくは漁業災害補償法との他の による改正後の農業信用保証保 、中小漁業融資保証法、農業災害補償法との他の による改正後の農業信用保証保 、一、漁業災害補償法とは旧暫

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 附則第一条ただし書に規定する規定の適用については、なお従前の例による。によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則係るこの法律の施行後にした行為とざれる事項にによりなお従前の例によることとされる事項に規定する規定の

お律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定法。

# 一号) 抄附 則 (平成一五年六月一八日法律第九

(施行期日)

(農業共済組合の設立又は合併に関する経過措行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施

R 認可を受けなければならない。 となる共済規程又は保険規程を定め、行政庁の の規定の例により、この法律の施行に伴い必要

十五条の規定を準用する。 第一項及び前項の認可については、新法第二

4 新法第八十五条の六第一項に規定する共済事 
 新法第八十五条の六第一項に規定する共済事業の実施に関する条 
 何の変更をし、都道府県知事の認可を受けなけ 
 例の変更をし、都道府県知事の認可を受けなけ 
 ればならない。

る。 第一項の認可を受けた史済の変更は、施行日にその効力を生ずるものとす項の認可を受けた共済規程及び保険規程並びに第四認可を受けた共済規程及び保険規程並びに第四認可を受けた共済規程及び保険規程がに第二項の

(農作物共済に関する経過措置)

第四条 農作物共済に係る新法第百五条、第百六条及び第百五十条の三の二から第百五十条の五までの規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適けするものとし、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適けする。

第五条 家畜共済に係る新法第八十四条第二項(新法第八十五条の七において準用する場合を合む。)、第百十一条の七第三項及び第百五十条の五の第百四十一条の七第三項及び第百五十条の五の十第一項の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係及び当該共済関係に係る保険関係から適用するものとし、施行係に係る保険関係から適用するものとし、施行保証が表別である。

関係及び当該共済関係に係る保険関係について

(果樹共済に関する経過措置)

第六条 収穫共済に係る新法第十三条の三第一 う。) にあっては、平成十八年産) の果樹に係 関係については、なお従前の例による。 七年)以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済 平成十六年(なつみかん等にあっては、平成十 る収穫共済の共済関係から適用するものとし、 省令で定めるもの(以下「なつみかん等」とい 項第四号の政令で指定する果樹のうち農林水産 十七年産(なつみかん及び新法第八十四条第一 十三及び第百五十条の五の十四の規定は、平成六から第百二十条の九まで、第百五十条の五の 二第一項、第百二十条の三の二、第百二十条のにおいて準用する場合を含む。)、第百二十条の 第八十五条第十一項(新法第八十五条の七

これらの規定中「共済規程等」とあるのは、 及び第六項ただし書の規定の適用については、 についての新法第百二十条の七第一項ただし書 「定款又は共済事業の実施に関する条例」とす 施行日以前に行われた農業共済組合の合併等

(畑作物共済に関する経過措置)

二、第百二十条の十四第一項、第百二十条の十第七条 畑作物共済に係る新法第百二十条の十 用するものとし、平成十五年(ばれいしょ等に 済の共済関係については、なお従前の例によび平成十六年以前の年産の蚕繭に係る畑作物共 あっては、平成十六年)以前の年産の農作物及 年産の蚕繭に係る畑作物共済の共済関係から適 っては、平成十七年産)の農作物及び平成十七 るもの(以下「ばれいしょ等」という。)にあ 令で指定する農作物のうち農林水産省令で定め うきび並びに新法第八十四条第一項第六号の政 の規定は、平成十六年産(ばれいしょ及びさと 六及び第百五十条の六から第百五十条の八まで

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

号) 則 抄 (平成一六年五月一二日法律第四

第一条 この法律は、

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から

公布の日から起算して一年

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

の日から九月を超えない範囲内において政令 で定める日 附則第三十条及び第三十三条の規定 公布

則 (平成一六年六月二日法律第七六

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法 (平成十六年法律第 法」という。)の施行の日から施行する。 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八 (罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条 項並びに第六条第一項及び第三項の規定により項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一 施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ 第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一 いては、なお従前の例による。 なお従前の例によることとされる場合における (政令への委任)

ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措第十四条 附則第二条から前条までに規定するも 1は、政令で定める。

二四号) 附 則 (平成一六年六月一八日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日 から施行する。

五〇号) 附則 (平成一六年一二月一日法律第 抄

(施行期日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 行する。 (罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 附 則 (平成一六年一二月三日法律第則の適用については、なお従前の例による。 (平成一六年一二月三日法律第一

(施行期日) 五四号)

抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日 下「施行日」という。)から施行する。 (処分等の効力) 议

| 年(これに基づく命令を含む。以下この条にお||第百二十一条 この法律の施行前のそれぞれの法

いて同じ。)の規定によってした処分、手続そ れの法律の相当の規定によってしたものとみな 別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ の規定に相当の規定があるものは、この附則に 他の行為であって、改正後のそれぞれの法律

第百二十二条 この法律の施行前にした行為並び その効力を有することとされる場合におけるこ の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用 ととされる場合及びこの附則の規定によりなお については、なお従前の例による。 にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令 で定める。

七号)

この法律は、 会社法の施行の日から施行す

則 抄 (平成一八年六月二日法律第五〇

般社団・財団法人法の施行の

附 号 (平成二〇年六月六日法律第五七

この法律は、 保険法の施行の日から施行す

る。

号 (平成二三年四月四日法律第一六

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

加える改正規定(第六十条の三に係る部分に 五十三条の改正規定、第六十条の次に二条を 第五十二条の次に一条を加える改正規定、第 る改正規定、第三章に一条を加える改正規 を加える改正規定、第二十一条に二項を加え る。)、第三条の二の改正規定、第二章に一条 五」を「第六十二条の六」に改める部分に限 五条の二」に改める部分及び「第六十二条の 十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十 定、第五十二条の二を第五十二条の三とし、 目次の改正規定(「第十二条の四」を「第

(罰則に関する経過措置)

第百二十三条 この附則に規定するもののほか、 附則 (平成一七年七月二六日法律第八

日から施行する。 この法律は、一 号

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 施行期日) 公布の日から起算して二十

第一条 この法律は、 する。 (施行期日) (施行期日) 七六号) - 号) 抄 抄

及び第二十条の規定 公布の日 律第百六十六号)の項の改正規定に限る。) 別表第一家畜伝染病予防法(昭和二十六年法 限る。)、第六十二条の二の改正規定、第六十 (地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 改正規定並びに附則第九条第四項、第十二条 二条の四の改正規定及び同条を第六十二条の 五とし、第六十二条の三の次に一条を加える 五を第六十二条の六とする改正規定、第六十 二条の三の改正規定、第五章中第六十二条

第十四条 前条の規定による改正後の農業災害補 家畜共済については、なお従前の例による。 以後に共済掛金期間の開始する家畜共済につい 償法第八十四条第一項第三号の規定は、施行日 て適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する (農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置) (政令への委任)

律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め第二十条 この附則に定めるもののほか、この法 る。

三号) 附 則 (平成二三年五月二五日法律第五

ら施行する。 この法律は、 新非訟事件手続法の施行の日

四号) 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

附則 (平成二五年一一月二二日法律第

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から 規定は、平成二十六年度の予算から適用する。 する法律(以下「新特別会計法」という。)の 施行し、この法律による改正後の特別会計に関

附 則 (平成二六年四月一六日法律第二

項並びに第十九条の規定は、 施行する。ただし、 附則第八条第三項及び第四 平成二十七年四月一日から 公布の日から施行

第十三条 農漁業保険審査会は、前条の規定によ る改正後の農業災害補償法第百四十四条第二項 に規定するもののほか、附則第二条第三項の規 (農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

定によりその権限に属させられた事項を処理す (罰則に関する経過措置

第十八条 施行日前にした行為に対する罰則の適

第十九条 附則第二条から第十一条まで及び第十 用については、なお従前の例による。 律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め 三条並びに前条に規定するもののほか、この法 (政令への委任)

### 九号) 則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日

第一条 この法律は、 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す 行政不服審査法(平成二十

(経過措置の原則)

ついての不服申立てであってこの法律の施行前 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 に係るものについては、この附則に特別の定め にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法 (訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す 起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 いこととされる事項であって、当該不服申立て 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定 取消しの訴えの提起については、なお従前の例 を提起することができないこととされるものの に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え 規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。)により異議申立てが提起 (前条の規定によりなお従前の例によることと
- 3 他の行為の取消しの訴えであって、 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その この法律の

施行前に提起されたものについては、 なお従前

(罰則に関する経過措置]

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、 附則第五条から前条までに定めるものの 政令で定

### 九号) 則 抄 (平成二八年五月一八日法律第三

附

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第一号に掲げる 規定にあっては、当該規定)の施行の日前にし 前の例による。 た行為に対する罰則の適用については、なお従 によることとされる場合における同日以後にし た行為及びこの附則の規定によりなお従前の例

### 五号) 附 則 抄 (平成二九年四月二六日法律第1

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

規定 公布の日 条から第八条まで、第十三条及び第十四条の 三条の二第一項にただし書を加える改正規定 に限る。) 及び第十条の規定並びに附則第六 第三条、第七条(農業災害補償法第百四十

第五条、第十条及び第十一条の規定 第八条及び第九条の規定並びに附則第四条、 日から起算して三月を経過した日 第七条 (前号に掲げる改正規定を除く。) 公布の

(処分、 申請等に関する経過措置)

第七条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定 については、当該各規定。以下この条において 処分その他の行為 のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の 同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前 (以下この項において「処分

> 等の行為とみなす。 律による改正後のそれぞれの法律の適用につい除き、この法律の施行の日以後におけるこの法 等の行為」という。)又はこの法律の施行の際 の相当規定によりされた処分等の行為又は申請 定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを ととなるものは、附則第二条から前条までの規 の行為に係る行政事務を行うべき者が異なるこ う。) で、この法律の施行の日においてこれら 為(以下この項において「申請等の行為」とい 規定によりされている認定等の申請その他の行 現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の ては、この法律による改正後のそれぞれの法律

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正 されていないものとみなして、この法律による 律の相当規定により国又は地方公共団体の相当これを、この法律による改正後のそれぞれの法 共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公 改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。 をしなければならない事項についてその手続が の機関に対して報告、届出、提出その他の手続 次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、 の施行の日前にその手続がされていないものに の手続をしなければならない事項で、この法律 ついては、附則第二条から前条までの規定又は

第八条 附則第二条から前条までに規定するもの ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 政令で定める。

(政令への委任)

# 則 (平成二九年六月二日法律第四五

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す 第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 る。 この法律は、民法改正法の施行の日から施行

## 四号) 則 (平成二九年六月二三日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 う。 ) 定 附則第三条、第四条及び第二十五条の規 公布の日(次号において「公布日」とい 当

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 附則第二十三条の規定 民法の一部を改正

> 公布の日又は公布日のいずれか遅い日 する法律(平成二十九年法律第四十五号) 0)

(登記に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による 改正前の農業災害補償法(以下「旧法」とい 定に基づく政令の相当規定によりしたものとみ 法(以下「新法」という。) 第七条第一項の規 他の行為は、この法律による改正後の農業保険 う。) の規定による登記に係る処分、手続その

2 七条第一項の規定に基づく政令の相当規定によ る登記簿とみなす 旧法第七十条の規定による登記簿は、新法第

(全国連合会の設立に関する経過措置)

第三条 新法第十条第一項に規定する全国連合会 に必要な行為をすることができる。 作成、創立総会の開催その他全国連合会の設立 く。) の規定の例により、定款及び事業規程 新法第二章(第三十条から第三十二条までを除 の日(以下「施行日」という。)前においても、 の発起人になろうとする者は、この法律の施行 (以下この条において「全国連合会」という。)

から生ずるものとする。 る。この場合において、認可の効力は、施行日 し、農林水産大臣の認可を受けることができ 例により、全国連合会の設立の認可の申請を も、新法第三十条から第三十二条までの規 全国連合会の発起人は、施行日前にお %定の

(農業共済組合の設立又は合併に関する経過措

第四条 その設立又は合併の日が施行日以後であ 項の規定の例によりこれを行わなければならな 第三十七条第十一項ただし書及び第七十条第二 ず、新法第二十八条第一項、第二十九条、第三 条、第三十条第一項、第三十一条第十一項ただ 項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五 必要な行為を行うときは、旧法第二十二条第一 場合において、施行日前に当該設立又は合併に る農業共済組合の設立又は合併をしようとする 十条第一項、第三十一条、第三十六条第一項、 し書及び第五十一条第二項の規定にかかわら

(共済規程及び保険規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二章第二 共済規程及び農業共済組合連合会の保険規程 節の規定により定められている農業共済組合の

(農業共済組合連合会の役員に関する経過措置) 新法第二章第二節の規定により定められた

第六条 この法律の施行の際現に存する農業共済 組合連合会については、新法第三十七条第十一 の終了前は、なお従前の例による。 通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会 項本文の規定は、施行日以後最初に招集される

(農作物共済に関する経過措置)

第七条 農作物共済の共済関係、当該共済関係に 作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に関する新法の規定は、平成三十一年産の農 に係る再保険関係については、なお従前の例に 当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係 の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、 険関係から適用するものとし、平成三十年以前 係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保 係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関 2

(家畜共済に関する経過措置)

お従前の例による。 いては、その共済責任が始まる時)までは、 疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜につ 係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は 掛金期間の満了の時(その時までに当該共済関 ては、平成三十年十二月三十一日の属する共済 関係及び当該保険関係に係る再保険関係につい 家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険 適用するものとし、同日前に共済責任が始まる 関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から 傷害共済の共済関係、当該共済関係に係る保険 以後に共済責任が始まる死亡廃用共済及び疾病 に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日 る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係 家畜共済の共済関係、 当該共済関係に係 な

する経過措置) (果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に関

第九条 果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済 事業の共済関係、当該共済関係に係る保険関係同日前に共済責任期間が開始するこれらの共済 及び当該保険関係に係る再保険関係について 関係に係る再保険関係から適用するものとし、 係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険 任期間が開始するこれらの共済事業の共済関 の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責 に当該保険関係に係る再保険関係に関する新法 の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並び なお従前の例による。

(共済掛金及び保険料の払戻しに関する経過措

第十条 とができる。 二条の規定の例により、その一部を払い戻すこ十四年三月三十一日までの間に限り、旧法第百 業の共済関係に係る共済掛金について、平成三 年三月三十一日までに共済責任期間(家畜共済 規定する共済事業を行う市町村は、平成三十三 にあっては、共済掛金期間)の満了する共済事 農業共済組合又は新法第百七条第一項に

という。)の保険事業の保険関係に係る保険料 会(附則第十二条において「都道府県連合会」 る新法第十一条第二項に規定する都道府県連合 について準用する。 前項の規定は、同項に規定する共済関係に係

(農業経営収入保険に関する経過措置)

第十一条 保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定 険関係に係る再保険関係から適用する。 始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保 は、平成三十一年一月一日以後に保険期間が開 (独立行政法人農林漁業信用基金に対してされ 農業経営収入保険の保険関係及び当該

第十二条 施行日前に政府、農業共済組合連合会 及び旧法第五十三条の二第四項に規定する特定 資金に充てるべきものとして示して出資された る特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金 府県連合会及び新法第七十三条第四項に規定す れた額に相当する額は、それぞれ、政府、都道 関係資金に充てるべきものとして示して出資さ 旧法第百四十二条の十二第一項の農業災害補償 組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し ものとみなす。 に対し新法第二百十八条第一項の農業保険関係 た出資に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規 適用については、なお従前の例による。 における施行日以後にした行為に対する罰則の 定によりなお従前の例によることとされる場合 (検討) 政府は、この法律の施行後四年を目途

第十四条 措置を講ずるものとする。 ると認めるときは、その結果に基づいて所要の 制度の在り方等について検討を加え、必要があ として、新法の施行状況その他の事情を勘案 し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の

第十七条 前条の規定による改正後の租税特別措 置法 (租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) (次項において「新租税特別措置法」とい

> 2 する事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三 八条の百一の規定は、法人の施行日以後に終了 の所得税については、なお従前の例による。 新租税特別措置法第六十七条の三及び第六十 所得税について適用し、平成二十九年分以前

> > (政令への委任)

う。以下この項において同じ。) にある連結子号の七の七に規定する連結完全支配関係をい 法人による連結完全支配関係にある連結子法人 う。以下この項において同じ。) 分の法人税に 連結子法人をいう。以下この項において同じ。) この項において同じ。)又は当該連結親法人に 法人税及び連結親法人(法人税法第二条第十二 年度をいう。以下この項において同じ。) 分の の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税 年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親 法第十五条の二に規定する連結事業年度をい の施行日以後に終了する連結事業年度(法人税 法人(法人税法第二条第十二号の七に規定する よる連結完全支配関係(法人税法第二条第十二 号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下 十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業 については、なお従前の例による。 ついて適用し、法人の施行日前に終了した事業 第二十五条 この附則に規定するもののほか、こ

第二十二条 前条の規定による改正後の特別会計 措置) (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過

十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるとき場合において、旧農業共済再保険勘定の平成三 の決算に関しては、なお従前の例による。この九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度 「旧農業共済再保険勘定」という。)の平成二十計の農業共済再保険勘定(以下この条において 会計に関する法律に基づく食料安定供給特別会算から適用し、前条の規定による改正前の特別 計法」という。)の規定は、平成三十年度の予に関する法律(以下この条において「新特別会 るものとする。 農業再保険勘定」という。)の歳入に繰り入れ 計の農業再保険勘定(以下この条において「新 は、新特別会計法に基づく食料安定供給特別会

3 この法律の施行の際、 2 の規定により、新農業再保険勘定に所属する積る積立金は、新特別会計法第百三十四条第一項 納の完結の際、旧農業共済再保険勘定に所属す に所属する権利義務は、 立金として積み立てられたものとみなす。 属するものとする。 旧農業共済再保険勘定の平成二十九年度の出 旧農業共済再保険勘定 新農業再保険勘定に帰

う。) 第二十五条の規定は、平成三十年分以後 4 険勘定の歳入及び歳出とする。 る権利義務に係る収入及び支出は、 前項の規定により新農業再保険勘定に帰属す 新農業再保

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関 する経過措置を含む。)は、政令で定める。 則 (令和二年三月三一日法律第八

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

一から四まで 略

次に掲げる規定 令和四年四月一日

口 百三十一号)第五十八条第一項の改正規定 まで、第百五十九条から第百六十二条ま 号)第二百六十条の二第十六項の改正規定 規定に限る。)、第百四十三条、第百五十条 法律第六十九号)第三十二条第五項の改正 まで、第百三十九条(地価税法(平成三年 ら第十八条まで、第二十条から第三十七条 改正規定を除く。)並びに附則第十四条 分を除く。)及び同法第五十四条第一項 条第一項の改正規定(同項第一号に係る部 に限る。)、第百六十四条、第百六十五条及 の制限等に関する法律(平成十三年法律第 で、第百六十三条(銀行等の株式等の保有 に限る。)、第百五十一条から第百五十六条 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 第三条の規定(同条中法人税法第五十二 カ

(罰則に関する経過措置)

び第百六十七条の規定

第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げ る規定にあっては、当該規定。以下この条にお を有することとされる場合におけるこの法律の 則の規定によりなお従前の例によることとされ 施行後にした行為に対する罰則の適用につい る場合及びこの附則の規定によりなおその効力 いて同じ。)の施行前にした行為並びにこの は、なお従前の例による。 附

(政令への委任)

第百七十二条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 で定める。

# 号) 抄 則 (令和三年五月一九日法律第三七

(施行期日)

・ 等にしておくに記れてお見た引き等しいっちのとに定める日から施行する。 を号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げるのとは、)の施行前にした行為及びこの附則のて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の大にはいることとされる場別定にあっては、当該規定。以下この条においる。

(検討) 第七十二条 この附則に定めるもののほか、この第七十二条 この附則に定めるもののほか、この

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。